令和７年度　第４回市長会議次第

令和８年１月１４日（水）　１０：４５
栃木県自治会館４階　４０３会議室

１　開　　会

２　あいさつ
⑴　会長あいさつ
⑵　栃木県総合政策部長あいさつ

３　報告事項
⑴　会務報告について　〔資料１〕
①　安全・安心の道づくりを求める要望　〔資料１－１〕
②　ようこそ赤ちゃん！支え愛事業の推進に係る連携協定　〔資料１－２〕
③　令和８年度都市税財源の充実確保に関する緊急要請について〔資料１－３〕
⑵　外部からの要請・要望等について
①　栃木県退職者連合　〔資料２〕

４　協議事項
⑴　令和７年度栃木県市長会一般会計補正予算（第１号）（案）について〔資料３〕
※原案のとおり決定
⑵　令和８年度法令外負担金審議（案）について
※原案のとおり決定
①　令和８年度法令外負担金審議の概要　〔資料４〕
②　審議結果
・令和８年度法令外負担金申請総括表（市町関連）　〔資料４－１〕
・令和８年度法令外負担金申請総括表（市関連）　〔資料４－２〕
・市別負担割額表（総括）　〔資料４－３〕
⑶　令和８年度栃木県市長会事業計画（案）について　〔資料５〕
※原案のとおり決定
⑷　令和８年度栃木県市長会歳入歳出予算（案）について　〔資料６
※原案のとおり決定
①　令和８年度栃木県市長会歳入歳出予算書（案）　〔資料６－１〕
⑸　栃木県市長会代表役職の推薦について（２団体２役職）　〔資料７〕
※事務局案のとおり決定
①　栃木県市町村総合事務組合
②　栃木県後期高齢者医療審査会

５　そ の 他

６　閉　　会

資料1

栃木県市長会会務報告

期　日	種　別	概　要
R7.10.23(木)	第３回市長会議	足利市「足利市役所」において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　会務報告について ①　自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会への要望 ⑵　全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程について（後期） ⑶　外部からの要請・要望等について ①　（公財）栃木県シルバー人材センター連合会 ②　栃木県農村女性会議 〔協議〕 ⑴　栃木県市長会代表役職の推薦について ①　栃木県国民健康保険審査会 委　員　鹿沼市長 ⑵　県に対する要望について（秋季）１９件
R7.11.4(火)	要望書の提出	第3回市長会議で決定した県に対する要望１９件について、会長が直接知事と面談し、要望書を提出した。
R7.11.5(水)	要望書の提出	安全・安心の道づくりについて、県選出国会議員、国土交通省及び財務省に対し、市長会長及び町村会長、道路整備促進期成同盟会栃木県協議会長、栃木県県土整備事業協議会道路部会長の連名で要望した。【資料１－１】
R7.11.6(木)	副市町長等研修会	栃木県自治会館において、市長会、町村会及び市町村振興協会の共催により、次のとおり講演会を開催した。 「われわれは賢くなったAIとどう付き合うべきか」 京都橘大学工学部情報工学科　教授　松原　仁　氏
R7.11.12(水)	全国市長会各委員会	東京都千代田区「全国都市会館」、「ホテルルポール麹町」、「日本都市センター会館」にて、行政、財政、社会文教、経済の各委員会が開催され、令和８年度国の施策及び予算に関する重点提言・提言（案）等について協議した。
R7.11.13(木)	全国市長会理事・評議員合同会議	東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については、原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　諸会議の開催状況等について ⑵　令和８年全国市長会主要会議の開催予定について ⑶　その他 〔協議〕 ⑴　決議、重点提言、提言について

期　日	種　　別	概　　要
		⑵　令和６年度全国市長会決算の認定について ⑶　令和８年度全国市長会各市分担金について ⑷　副会長の選任について
R7.11.21(金)	協定の締結	ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業の実施について、栃木県、栃木県市長会、栃木県町村会及び積水ハウス株式会社の４者間で協定を締結した。【資料１－２】
R7.11.21(金)	令和８年度法令外負担金審議幹事会	栃木県自治会館において、市町関連団体３２団体及び市関連団体４団体の法令外負担金の審議を行った。
R7.12.11(木)	要請書の提出（全国市長会）	１１月１３日開催の全国市長会理事・評議員合同会議において決定された決議・重点提言について、県選出国会議員に対し要請を行った。【資料１－３】

資料1－1

要　望　書

道路整備促進期成同盟会栃木県協議会及び栃木県県土整備事業協議会道路部会は、令和七年十月二十一日に開催した「安全・安心の道づくりを求める県民大会」において記載のとおり決議したところです。

また、栃木県市長会及び栃木県町村会においても本決議の趣旨に賛同したところであります。

つきましては、地方の実情を十分認識され、道路整備を着実に推進するための安定的な予算の確保に向けた対策を講じられるなど、決議事項について強く要望いたします。

財務省主計局主計官

山川　清徳　様

令和七年十一月五日

栃木県市長会
会長　佐藤栄一

栃木県町村会
会長　古口達也

道路整備促進期成同盟会栃木県協議会
会長　古口達也

栃木県県土整備事業協議会道路部会
部会長　坂村哲也

決　議

国土強靭化の推進等による安全・安心の確保に向け、次に掲げる項目について強く要望します。

一、国土強靭化実施中期計画を踏まえた関係予算については、予算編成過程で資材価格等の高騰等の影響を適切に反映し、通常道路予算とは別枠で必要な予算を満額確保すること

一、生産性向上による地域経済の成長を図るとともに、平常時・災害時を問わず円滑で安定した人やモノの移動を確保するため、スマートＩＣや高規格道路の整備を促進するなど、広域道路ネットワークの充実・強化を図ること

一、道路の安全・安心確保に向けて、予算や体制面の支援を充実させ、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や、交通安全対策、無電柱化及び自転車利用環境の整備を促進すること

一、定時性や走行性など有料道路のもつ高いサービス水準を維持するため、耐震化や老朽化対策の着実な実施による安全確保に向けた取組を支援すること

一、生産性向上やカーボンニュートラル推進を図るため、道路交通ネットワークの充実、渋滞対策の実施、地域の拠点となる「道の駅」の機能強化などについて、積極的に取り組むこと

一、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと

一、防災や地方創生など、費用対効果だけでは測れない効果も踏まえ、交通量の多寡によらない多様な観点も含めて事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること

これらの項目を踏まえ、地方創生を実現し、地域経済の活力を取り戻すため、資材価格などの上昇に対応する中でも地方が求める道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和八年度道路関係予算は、所要額を確保すること。

また、国土強靭化の推進に加え、地域経済を支えるため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成すること。

令和七年十月二十一日

栃木県　安全・安心の道づくりを求める県民大会

資料1－2

ようこそ赤ちゃん！支え愛事業の推進に係る連携協定書

栃木県（以下「甲」という。）、栃木県市長会（以下「乙」という。）、栃木県町村会（以下「丙」という。）及び積水ハウス株式会社（以下「丁」という。）は、「ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業（以下「事業」という。）」の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に連携・協力を行い、栃木県内に住む全ての母親等が、社会的に孤立することなく地域全体で子育てを支えられているということを実感でき、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援が受けられる体制の整備に資することを目的とする。

（連携・協力する事項）

第２条 甲、乙、丙及び丁は、次の各号に定める役割を担い、事業の推進のため必要な連携・協力を行うものとする。

（１）甲は、事業を実施するために必要な事項について、総合的な調整を行う。

（２）乙及び丙に属する市町（以下「市町」という。）は、丁が調達する産婦向け製品（以下「協賛品」という。）を出生後早期に全ての産婦に贈呈するとともに、必要な支援を母子等に行う。

（３）丁は、協賛品の提供をとおして、母子等を支援していく。

（４）前三号に掲げるもののほか、甲、乙、丙及び丁が必要と認める事項に関すること。

（事業の実施方法）

第３条 事業は、次の各号に定めるところにより実施する。

（１）市町は、事業の実施に必要な協賛品の数量及び配送先を、別に定める日までに甲に報告する。

（２）甲は、市町から報告のあった協賛品の数量等を取りまとめ、甲と丁が協議して別に定める日までに丁に報告する。

（３）丁は、甲から報告を受けた事業の実施に必要な協賛品を無償で提供するものとし、甲と丁が協議して別に定める日までに市町に配送する。

（４）市町は、協賛品等を贈呈する機会を活用するなどして、出産後早期に母子の状態やニーズを把握し、適切な支援を関係機関と連携して行う。

（５）前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項は、甲が乙、丙（又は市町）及び丁と協議して別に定めるものとする。

（協賛品の利用）

第４条 甲及び市町は、協賛品を事業にのみ利用するものとする。

（個人情報の取扱い）

第５条 第３条に規定する報告については、個人情報を一切含めないものとする。

（有効期間）

第６条 本協定の有効期間は、令和７（2025）年１１月２１日から令和８（2026）年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了１か月前までに甲、乙、丙又は丁から終了の申し出がないときは、更に翌年３月３１日まで有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（変更又は解除）

第７条 甲、乙、丙又は丁が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙、丙及び丁で協議の上、その対応を決定するものとする。

（その他）

第８条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和７（2025）年１１月２１日

甲　栃木県宇都宮市塙田一丁目１番２０号
栃木県
栃木県知事　福田富一

乙　栃木県宇都宮市昭和一丁目２番１６号
栃木県市長会
会　長　佐藤栄一

丙　栃木県宇都宮市昭和一丁目２番１６号
栃木県町村会
会　長　古口達也

丁　栃木県宇都宮市城東一丁目１１番５号
積水ハウス株式会社　宇都宮支店
支　店　長
安原寛

資料1－3

栃市長会第２３８号
令和７年１２月１１日

（県選出自民党国会議員）　　様

栃 木 県 市 長 会
会　長　　佐　藤　栄　一

令和８年度都市税財源の充実確保に関する緊急要請について

平素、各市発展のため格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和８年度税制改正につきましては、審議が本格化していくことと存じますが、この税制改正に関する検討項目には、地方の財政運営に影響を及ぼす地方税制に関する事項も多く含まれております。

つきましては、別紙「令和８年度都市税財源の充実確保について」のとおり、「地方一般財源総額の増額確保」、「令和７年人事院勧告等に準じた給与改定等の実施に係る一般財源の確保」、「自動車関係諸税の安定的確保」、「個人所得課税の見直しに当たっての対応」、「物価高騰対策等に係る地方財源の確保」及び「固定資産税の安定的確保」に関しまして、特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和8年度 都市税財源の充実確保について

令 和 7 年 11 月
全 国 市 長 会

１．地方一般財源総額の増額確保

社会保障関係費や人件費の増大、物価高や金利上昇への対応など、避け難い歳出の増加が見込まれる中、都市自治体が地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化等の重要課題や発注における適切な価格転嫁に取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、単独事業を含め、これらに必要な経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を増額確保すること。

また、地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、地方の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

２．令和７年人事院勧告等に準じた給与改定等の実施に係る一般財源の確保

令和7年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、会計年度任用職員分を含め、必要な一般財源を確保すること。

３．自動車関係諸税の安定的確保

軽自動車税をはじめとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことにかんがみ、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しを行うに当たっては、CASE(コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化)に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、将来世代の負担にも十分配慮のうえ、責任ある議論を丁寧に進め、国・地方を通じた安定的な財源を確保すること。

４．個人所得課税の見直しに当たっての対応

所得税・個人住民税の基礎控除をはじめとする各種控除等の見直しについては、都市自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税原資の減少分も含め、国の責任において代替となる恒久財源を適切に確保すること。

５．物価高騰対策等に係る地方財源の確保

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況や米国の関税措置による地域経済への影響等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

特に、「重点支援地方交付金」など地方に対する交付金については、賃金や調達価格の上昇分を適切に反映するなど必要な総額を確保し、都市自治体が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、地方の裁量を尊重すること。

６．固定資産税の安定的確保

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

参 考 資 料

全 国 市 長 会

1．地方一般財源総額の増額確保

●社会保障関係費や人件費の増大、物価高や金利上昇への対応等が見込まれる中、都市自治体が地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化等の重要課題や適切な価格転嫁に取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、単独事業を含め、必要な経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を増額確保すること。

令和8年度地方財政収支見通し(仮試算)

出典：総務省資料

（通常収支分）　（単位：兆円）

	区分	R7計画 A	R8仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳入	地方税等	48.4	49.4	1.0	2.1	「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年8月7日内閣府)による各種指標等を踏まえて試算
	地方税	45.4	46.3	0.9	2.0	
	地方譲与税	3.0	3.1	0.1	4.0	
	地方特例交付金等	0.2	0.1	△0.0	△ 22.9	「令和8年度 地方交付税・地方特例交付金等の概算要求の詳細」参照
	地方交付税	19.0	19.3	0.4	2.0	
	国庫支出金	17.2	17.7	0.5	2.7	社会保障関係費等の増
	地方債	6.0	6.0	0.0	0.0	R7年度同額
	うち臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他	6.3	6.3	△0.0	△ 0.2	
	計	97.1	98.9	1.8	1.8	
	うち一般財源	67.5	68.9	1.3	2.0	注)2参照
	うち(交付団体ベース)一般財源	63.8	65.1	1.3	2.1	

一般財源総額を確保

（単位：兆円）

	区分	R7計画 A	R8仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳出	給与関係経費	21.0	21.8	0.8	3.8	
	退職手当以外	19.9	20.6	0.8	4.0	R7人事院勧告(令和7年8月7日)等を反映
	退職手当	1.1	1.1	0.0	0.0	
	一般行政経費	45.6	46.6	0.9	2.0	社会保障関係費、R7人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の給与等、委託料の増を反映 ※物価高への対応として1,300億円を計上
	補助	26.6	27.3	0.7	2.6	
	単独	15.9	16.1	0.2	1.2	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	1.0	
	新しい地方経済・生活環境創生事業費	1.2	1.2	0.0	0.0	R7年度同額
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	
	地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0	
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
	投資的経費	12.1	12.1	0.0	0.0	
	直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	
	単独	6.4	6.4	0.0	0.0	
	維持補修費	1.6	1.6	0.0	0.0	
	公営企業繰出金	2.3	2.3	0.0	0.7	
	公債費	10.7	10.8	0.1	0.7	
	水準超経費	3.8	3.8	0.0		
	計	97.1	98.9	1.8	1.8	
	うち一般歳出	81.3	83.0	1.7	2.1	

地方の財政需要を確保

注）については、「令和8年度　地方交付税の概

2　「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額である。

3　仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの計数であり、予算編成過程において、「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。あわせて、地域デジタル社会推進費、緊急防災・減災事業費、緊急自然災害防止対策事業費及び脱炭素化推進事業費の取扱いも含め、「令和8年度の地方財政の課題」、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

4　東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

5　表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

6　「R7計画」は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映したものである。

2．令和7年人事院勧告等に準じた給与改定等の実施に係る一般財源の確保

●令和7年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、会計年度任用職員分を含め、必要な一般財源を確保すること。

令和7年度 給与改定所要額概算　出典：総務省資料

以下は、地方公務員等について仮に令和7年人事院勧告に準じた給 与改定を行うこととした場合の所要額を概算したもの

所要額　７，７９０億円程度

内訳	特定財源	義務教育費国庫負担金等	１，１１０億円程度
	一般財源		６，６８０億円程度

（注）計数は、精査の結果異動することがあります。

（参考１）上記所要額とは別に、会計年度任用職員分の影響額　９９０億円程度
（参考２）国家公務員等分の所要額　３，３４０億円程度

3．自動車関係諸税の安定的確保

●いわゆる「ガソリンの暫定税率」も含む自動車関係諸税は、道路・橋梁等の老朽化対策等、都市自治体の行政サービスの貴重な財源。
●今後のあり方の検討に当たっては、将来世代の負担にも十分配慮のうえ、責任ある議論を丁寧に進め、国・地方を通じた安定的な財源を確保すること。

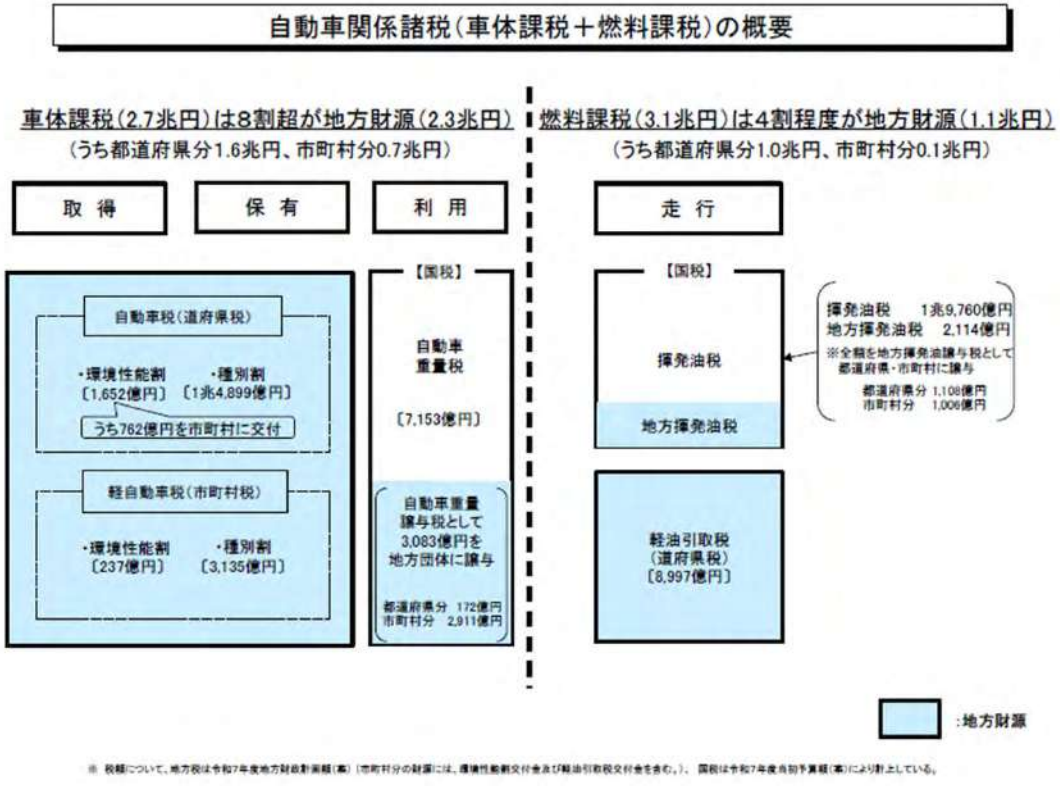

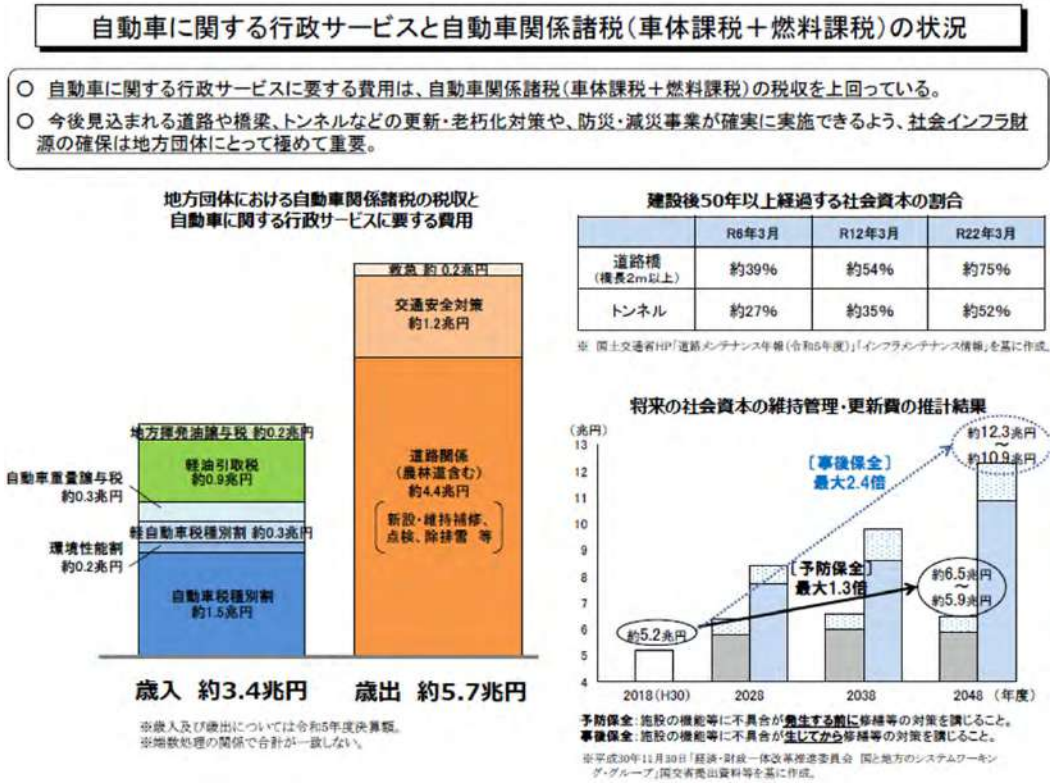

出典：総務省資料

4. 個人所得課税の見直しに当たっての対応

●所得税・個人住民税の基礎控除をはじめとする各種控除等の見直しについては、都市自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税原資の減少分も含め、国の責任において代替となる恒久財源を適切に確保すること。

令和7年度改正における影響

出典：総務省資料

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

改正内容	個人住民税 （令和7年分所得に係る令和8年度分から適用）	所得税 （令和7年分所得から適用）
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応（※）	＜最低保障額＞ 改正前：55万円　→　改正後：65万円
②基礎控除の見直し	改正なし（最高43万円）	＜給与収入200万円相当以下の場合＞ 改正前：最高48万円　→　改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が逓減（例：給与収入850万円相当超の場合は58万円）
③大学生年代の子等 （特定扶養控除関係）	所得税と同様の対応	①　現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ②　子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円　→　改正後：58万円
所得割に係る非課税ライン（単身者の場合）	改正前 → 改正後 基本額等　45万円（変更なし）45万円 給与所得控除　55万円 →（+10万円）65万円 計　100万円 → 110万円 ※地方税独自の非課税限度額が適用 〔均等割に係る非課税ラインについても10万円引上げ〕	改正前 → 改正後 基礎控除　48万円 →（+47万円）95万円 給与所得控除　55万円 →（+10万円）65万円 計　103万円 → 160万円 ※給与収入200万円相当以下の場合
減収見込額	平年度：750億円程度	平年度：12,000億円程度

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

更なる見直しに当たっては、都市自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、代替となる恒久財源を適切に確保！

５．物価高騰対策等に係る地方財源の確保

●現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況や米国の関税措置による地域経済への影響等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。特に、「重点支援地方交付金」などについては、賃金や調達価格の上昇を踏まえ、十分な額を確保し、都市自治体が自らの判断と責任において、施策を実施できるよう、地方の裁量を尊重すること。

総合経済対策の策定について（内閣総理大臣指示）［令和7年10月21日（火）初閣議内閣総理大臣発言要旨］（抄）

足元の物価高に対しては、重点支援地方交付金により、地域のニーズにきめ細かく対応する。

重点支援地方交付金を活用し、中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備を進める。

【参考】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和7年度予備費、令和7年5月2日閣議決定）

対象事業：（推奨事業メニュー）エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー

（生活者支援）

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

③消費下支え等を通じた生活者支援

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

（事業者支援）

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

6. 固定資産税の安定的確保

●固定資産税は市町村の基幹税。制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。
●また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

令和5年度市町村税収の税目別割合（単位：億円）

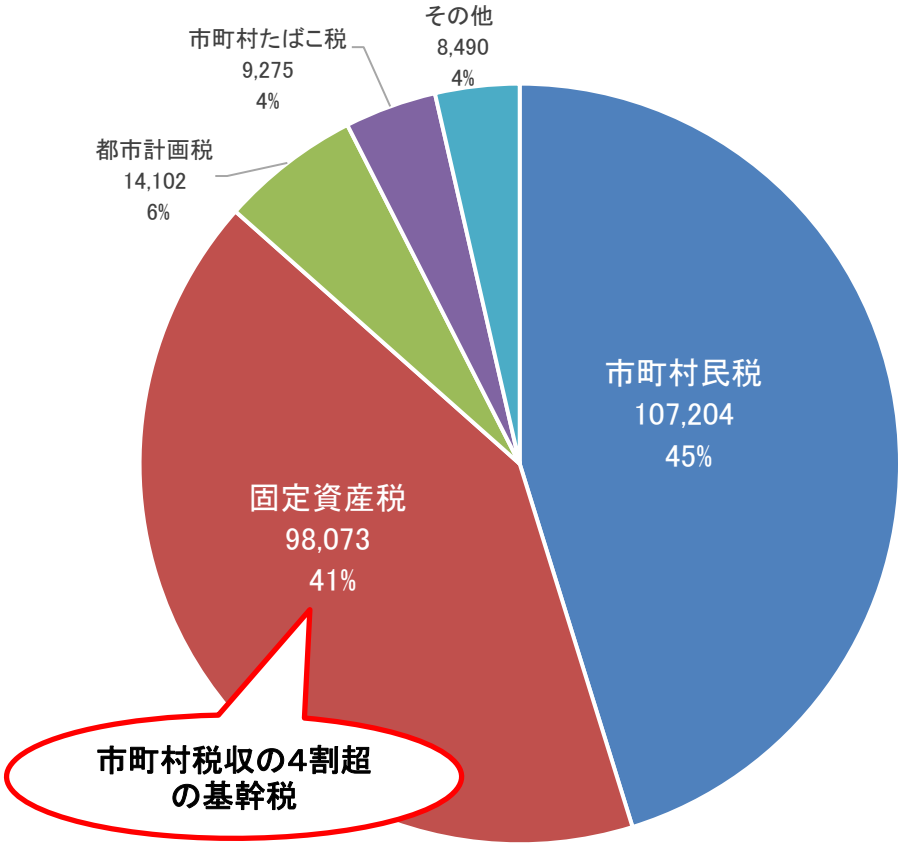

市町村税収総額23兆7,144億円

資料2

２０２５年１２月８日

栃木県市長会
　会長　佐藤　栄一　様

栃木県退職者連合
会　長　　有　野　一　良

社会保障制度等に関する要請書

日頃より、住民生活の向上と地方自治の発展のため、ご尽力されている貴職に対しまして、深く敬意を表します。

さて、私たちは現役世代を退いた勤労者の退職者組織として、すべての高齢者が安心して暮らせる社会を目指し、諸活動を進めております。

社会保障制度は、高齢者の日常生活の安定の拠り所であり、早期の充実が望まれます。社会保障制度の基本は、国の所管事項でありますが、運営、実務を担う地方自治体の立場からも、制度の充実と改善を強くお願いするものであります。

つきましては、下記のとおり要請いたします。貴職を通じた対応や、国、県への働きかけなど、ご尽力をお願い申し上げます。

記

1　添付の「2025 年度社会保障制度等に関する要請事項」の実現を図ること。

以上

２０２５年度社会保障制度等に関する要請事項

社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる「人間の安全保障」が完備した社会を作るために、以下の政策・制度要求の改善を求める。

１．社会保障機能強化のための改革とその財源確保

社会保障諸制度(年金・医療・介護等)の機能強化のために改革を進めること。それに要する財源確保のため、不公平税制を是正した所得税・法人税と消費税の基幹三税を軸とする適切な税負担と能力に応じた社会保険料負担とすること。

制度改革とその財源確保を円滑に進めるために納税者・被保険者と誠実に協議し、合意形成を図ること。

２．地域包括ケアネットワークの確立

（１）選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を持った協議により合意形成を図り、地域包括ケアを推進すること。

（２）サービス提供体制の整備

サービス提供者・自治体の連携により、まちづくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供すること。

（３）地域共生社会施策の推進・ケアラー支援

改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」を円滑かつ具体的に推進することを自治体に促し、能動的にヤングケアラーなど支援を必要としている者の早期発見・支援を進めること。

（４）人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリ・保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。その

ための財政基盤を整備すること。全産業の平均を大きく下回るこれら従事者の賃金を改善するため、職種や雇用形態にかかわらず、賃金ガイドラインを策定し、関連事業所で働く全労働者に賃金改善が及ぶ仕組みとすること。これらの社会的な処遇改善領域においては、事業主に対して賃金支払いの正確なデータ整備と報告義務化によりその執行状況を可視化すること。

3．医療制度

（1）公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

（2）応能負担

① 医療保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。

② 現行医療保険制度の下で自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

③ 高額療養費制度の見直しについては、70歳以上の外来特例の見直しを含めて凍結し、がんなど長期療養患者のための多数回該当の負担水準を維持し、高額薬剤対策など運用改善に努め、必要な治療を受けられる制度を維持すること。

（3）医療提供体制の整備

① 将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護連携におくこと。医師の偏在対策には診療科間の調整を含め、その手当を保険者からの拠出で賄う手法を取らないこと。

② 「かかりつけ医」機能を持つ医師・医療機関の普及を促進し、医療機関の機能分化・連携を図ること。

③ 医薬品の安定的な供給体制を早急に確立すること。

（４）在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充をはかること。

（５）感染症対策と公衆衛生

① 公衆衛生を担う人材育成・確保、検査体制の充実、安全なワクチンを迅速に利用できる体制作りなど中長期展望をもった体制整備を図ること。

② 感染症対策を進めるにあたっては、感染状況や対策の情報を適時、的確に提供するとともに、強権によることなく、市民の理解と協力を基本とすること。

（６）生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

高齢期の医療においては患者が自身の尊厳をより保ち得る生活の実現を目的とした援助を重視すること。また、終末期医療においては本人の意思（リビング・ウィル）を尊重する延命措置回避や在宅看取りを支える仕組みの整備を急ぐこと。

（７）医療制度における医療費自己負担の在り方の再検討

① 2022 年 10 月から新たに設定された“ 診療段階における「自己負担２割」”の対象について、今後改定しようとするときは被保険者・医療従事者に対する十分な説明により合意を得ること。

② 「現役並み」所得がある高齢者の窓口負担や利用料の「３割負担」の対象拡大については、今後の保険収支の状況を見通す中で被保険者と誠実に協議し、合意を得ること。

③ 入院時の食費の基準見直しは暮らしに直結する問題であり、家計の状況を見極めた上で、介護保険の基準費用額を参照すること。

４．介護保険制度

（１）被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者は 18 歳未満を除く医療保険加入者全体に拡大すること。従来障害者総合支援法による給付を利用してきた者が介護保険に加入した場合、水準低下を起こさないよう福祉給付を維持すること。

（２）介護労働者の処遇改善

① 2024 年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は

特殊な高齢者集合住宅を除き多くの地域で倒産・廃業の要因となった。次期改定を待たず速やかに復元・改善すること。

② 将来にわたり質の高い介護サービスを利用することができるよう、介護労働者の処遇・労働環境の改善と専門性の維持・向上のため、必要な人件費をはじめとする経費を確保すること。

（３）介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

① 介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、レスパイト(休養)保障施策をはじめとする家族介護支援事業を体系的に整備すること。

② 利用者・家族と介助者双方によるハラスメント防止に努めること。

（４）介護保険制度の応能負担

① 介護保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。

② 介護保険の利用者負担

ア． 医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ利用者負担割合は原則１割を維持すること。２・３割負担者の所得基準は、当事者の利用抑制を起こさない水準とすること。

イ． サービス利用時の自己負担について、率・対象を変更しようとするときは、本人・家族に対する十分な説明と合意を得ること。

ウ． 自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

（５）認知症対策基本法の確実な運用と社会的損賠制度の創設

① 認知症施策推進基本計画(24.12)に基づき、認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。

② 認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。

（６）在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

① 医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援

センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。

② ケアマネジャーの育成・研修を充実し、適正に配置すること。

③ 在宅生活の限界を高める小規模多機能型居宅介護および、看護小規模多機能型居宅介護の設置を促進するとともに、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充を図ること。

④ 要介護Ⅰ、Ⅱの高齢者に対するサービスを市町村総合事業に移行しないこと。また、在宅高齢者の生活を支えている訪問介護における「身体介護」と「生活援助」を分断することなく一体的に連携するサービス体系とすること。

（７）高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

① 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。多床室の入居者負担を増額しないこと。

② 規制改革推進会議で検討されている介護施設の職員配置基準、施設基準の切り下げは直ちに撤回すること。

③ 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充を図ること。

④ 介護老人保健施設や介護医療院の多床室は、特養と違って面積も狭く、プライバシーの保護も不十分で、入所者は自宅を維持している場合も多いことから、室料の導入にあたっては、利用者の意見を尊重し、負担の全体的見直しを検討すること。

５．貧困・低所得者対策

（１）生活を直撃する物価高騰対策

① 物価高騰への緊急対策として、低賃金労働者、低年金者、要介護世帯、子育て世帯、生活保護世帯、勤労学生などへのきめ細かな現金給付を中心とした支援を実施すること。また、便乗値上げの監視を強化すること。

② 健康で文化的な生活を保障するための育児・教育、住宅、医療などに関わる公的な給付の充実を図ること。

（２）生活保護

① 生活保護基準は、憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、全国消費実態調査を口実にして受給者の生活を直撃する切り下げはしないこと。

② 適用申請に対して違法に制約を加えることの無いよう全ての実施機関に周知徹底を図ること。

（３）低所得高齢単身女性問題に関する要求実現

① 低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、体系的・計画的施策を進めること。

② 低年金者等の生活支援のため、年金生活者支援給付金を増額し、確実に支給すること。

③ 「男性稼ぎ主」モデルを前提とした年金の第3号被保険者制度、遺族厚生年金を両性の平等な雇用に基づく制度に改めること。

④ 高齢者の孤独・孤立対策の窓口である各市町村の社会福祉協議会の充実強化を図るとともに、ＮＰＯはじめその他支援団体と有機的な連携を確立すること。

⑤ 高齢女性に対して、郵便投票や送迎の検討など諸選挙における投票環境の整備に取り組むこと。

（４）積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付

積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

（５）「フードバンク」と「こども食堂」への支援

設置状況について、都道府県・市区町村ごとに継続的に調査し、行政として財政的運営支援・拡充を行うこと。

６．地域公共交通を軸とする移動保障の充実

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

（１）国・自治体が一体となった取り組みの推進

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

（２）バリアフリーへの取り組み

高齢者・障がいのある人などの移動を円滑にするバリアフリー施策を加速すること。

（３）道路交通環境の改善

バスなどの道路交通環境改善について、バス専用・優先レーンの設置、公共交通車両優先システムによる改善をさらに進めること。また、安全輸送を確保するため、道路・橋梁・トンネル・埋設インフラ等を計画的に更新し、バスベイ・停留所・自転車レーンの整備を図ること。

（４）地域事情等により移動手段に困る高齢者への支援

事故防止の観点から運転免許証を返納した者も含め、過疎化や地域事情・家庭事情等により、高齢者が社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき必要な移動手段を整えること。ライドシェアの導入は、地域事情を見極め慎重に対応し、タクシー事業者以外の参入を認めないこと。

７．社会保障としての住宅

すまいの保障 ― 住宅困窮者の社会的解消

人々が適切な価格・広さ・場所の住宅を得られる施策体系とすること。特に、低所得高齢者の安心な住まいの確保のため、関係法・制度を総合して、地域共生社会・地域包括ケアネットワークの軸になる安心して暮らせる居住の場を社会的に整備、充実すること。

① 改正セーフティネット法に基づく施策を展開し、「高齢者・障害者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録」の確保、「バリアフリー化のためなどの登録住宅改修・入居者への経済的支援」、「要配慮者居住支援」について実施状況を分析の上、周知と事業充実を図ること。

② 公営住宅について需要調査に基づき増設し、「身元保証人」廃止に向けて各自治体の条例改正を進めること。

③ 単身高齢者が困難に直面する入院・入居・居住継続時の身元保証等について、地域居住支援事業・居住支援協議会・地域支援事業・身元保証等高齢者サポートサービスの活用など、当事者本位で相談・支援・情報提供の施策を推進し、居住支援法人への一層の支援を行うこと。サービスの利用にあたっては、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（消費者庁 2024.6）」の周知に努めること。

８．ジェンダー平等

「第６次男女共同参画基本計画」の策定、社会制度・慣行の見直し

① ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第６次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。

② 学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映すること。

③ 政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

④ 家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、女性の就業を支援すること。

⑤ 女性の非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、就労女性の待遇改善と正規雇用化への対応を図ること。

９．「食」の安心・安全・安定、持続可能な農業を支える地域農業の活性化

安心・安全で安定的な食料を確保するため、貿易に過度に依存することなく、食料自給率の向上と生産基盤となる地域農業の活性化を図ること。なお、施策の具体化にあたっては、以下の点を踏まえること。

① 多発する自然災害や国際紛争など、不測の事態に備えるべく食料自給率の一層の向上を図ること。

② 農産物・食品の価格形成にあたっては、生産者・消費者に理解と納得が得られる適正価格となるよう努めること。なお、現下のコメ不足に起因する価格高騰に対しては、その原因と解消までのプロセスなど、消費者への適切な情報提供に努めること。

③ 持続可能な生産活動が営めるよう、生産者の所得確保に配慮した直接支払い制度を拡充すること。

④ 生産基盤となる農地の確保にあたっては、多発・激甚化する自然災害に備える観点から、水田のダム機能など、農業の持つ多面的機能に配慮すること。

⑤ 食品アクセスの充実・強化にあたっては、社会問題化している食の格差・貧困対策はもとより、買い物困難地域などにも配慮すること。また、フードロスの解消を図ること。

１０．不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

以　上

資料3

令和7年度栃木県市長会一般会計補正予算（第1号）

令和7年度栃木県市長会の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,962千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月14日提出

栃木県市長会長　　佐　藤　栄　一

第1表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款・項	予算現額	補正額	補正後の額	目	節	補正額
1 分担金及び負担金	22,400	0	22,400			
2 補助金	8,721	0	8,721			
3 繰入金	1	0	1			
4 繰越金	1,560	1,269	2,829			
1 繰越金	1,560	1,269	2,829	1 繰越金	1 前年度繰越金	1,269
5 諸収入	11	0	11			
歳入合計	32,693	1,269	33,962			1,269

歳　　出

（単位：千円）

款・項	予算現額	補正額	補正後の額	目	節	補正額
1 会議費	1,585	0	1,585			
2 総務費	26,372	158	26,530			
1 総務管理費	26,372	158	26,530	1 一般管理費	3 職員手当等	158
3 事業費	2,489	0	2,489			
4 諸支出金	2,047	1,111	3,158			
1 諸支出金	2,047	1,111	3,158	2 基金積立金	24 基金積立金	1,111
5 予備費	200	0	200			
歳出合計	32,693	1,269	33,962			1,269

【補正の理由】

<u>歳　入</u>

・4款1項1目前年度繰越金について、令和6年度決算の確定に伴い増額補正するもの

<u>歳　出</u>

・2款1項1目職員手当等について、給与改定などに伴い増額補正するもの

・4款1項2目基金積立金について、前年度繰越金の一部を基金に積み立てようとするもの

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位:千円）

款	予算現額	補正額	補正後の額	備考
1 分担金及び負担金	22,400	0	22,400	
2 補助金	8,721	0	8,721	
3 繰入金	1	0	1	
4 繰越金	1,560	1,269	2,829	
5 諸収入	11	0	11	
歳入合計	32,693	1,269	33,962	

（歳　出）

（単位:千円）

款	予算現額	補正額	補正後の額	備考
1 会議費	1,585	0	1,585	
2 総務費	26,372	158	26,530	
3 事業費	2,489	0	2,489	
4 諸支出金	2,047	1,111	3,158	
5 予備費	200	0	200	
歳出合計	32,693	1,269	33,962	

２　歳　　入　　※抜粋

第４款　繰　越　金

第１項　繰　越　金　　単位:千円）

目	予算現額	補正額	補正後予算額	節 区分	予算現額	補正額	補正後の額	説明
1 繰越金	1,560	1,269	2,829	1 前年度繰越金	1,560	1,269	2,829	

３　歳　　出　　※抜粋

第２款　総　務　費

第１項　総務管理費　　（単位:千円）

目	予算現額	補正額	補正後予算額	節 区分	予算現額	補正額	補正後の額	説明
1 一般管理費	26,372	158	26,530	1 給料	9,106		9,106	事務局職員
				2 職員手当等	6,370	158	6,528	事務局職員
				3 共済費	2,723		2,723	厚生年金 健康保険 職員厚生費
				7 報償費	150		150	退任市長記念品代等
				8 旅費	400		400	職員旅費
				9 交際費	100		100	市長等への慶弔費等
				10 需用費	175		175	消耗品費・食糧費 印刷製本費 修繕費
				11 役務費	207		207	通信運搬費 手数料 広告料
				13 使用料及び賃借料	2,169		2,169	事務所使用料 会議室借上料 事務機器等賃借料
				17 備品購入費	1		1	
				18 負担金・補助及び交付金	4,971		4,971	事務組合人件費負担金 関東支部負担金 都市問題会議負担金

第４款　諸支出金

第１項　諸支出金　　単位:千円）

目	予算現額	補正額	補正後予算額	節 区分	予算現額	補正額	補正後の額	説明
2 基金積立金	10	1,111	1,121	24 基金積立金	10	1,111	1,121	財政調整基金への積立

資料4

令和８年度法令外負担金について（概要）

１　法令外負担金申請状況

(1) 市町関連団体

①申請団体数　　３２団体

②負担金申請額　　（単位：円）

	市	町	合　計	前年度決定額との比較
平年度分	49,507,650	10,402,150	59,909,800	△569,100
単年度分	556,300	136,800	693,100	693,100
合　計	50,063,950	10,538,950	60,602,900	124,000

③申請辞退団体　４団体

- No.4　社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
- No.9　栃木県がん集検協議会
- No.18　栃木県土地区画整理事業連合協議会
- No.20　栃木県下水汚泥資源化推進協議会

(2) 市関連団体

①申請団体数　　４団体

②負担金申請額　　（単位：円）

	市（合計）	前年度決定額との比較
平年度分	20,249,800	0

※単年度分申請なし

２　法令外負担金審議経過等

(1) 審議方針　　原則、前年度決定額を基準とする。

(2) アンケート　申請団体の事業等の評価のためのアンケート調査について、各市町にアンケートを実施。

(3) ヒアリング　増額申請団体及び事務局がヒアリングが必要と判断した団体の計５団体に実施。なお、アンケートでヒアリング実施基準を超えた団体について、該当はなかった。

(4) 審議経過　　令和7年11月21日　幹事会(各市町財政担当課長で構成)による審議

(5) 最終決定　　令和8年 1月14日　市長会議
1月16日　町村長会議

(6) 各団体・市町通知　　１月下旬

3　法令外負担金審議幹事会の審議結果

(1) 市町関連団体

①幹事会査定額　　（単位：円）

	市	町	合　計	申請額との比較	前年度決定額との比較
平年度分	49,507,650	10,402,150	59,909,800	0	△569,100
単年度分	556,300	136,800	693,100	0	693,100
合　計	50,063,950	10,538,950	60,602,900	0	124,000

②申請どおり認める団体　　３１団体

③負担金決定に当たり条件を付す団体　　１団体

・No.14　一般社団法人栃木県農業会議

・市町は R7 年度に負担金増額に対応済みであることから、今後運営費用が増加する場合は、県に対し補助金の増額を要求すること。

(2) 市関連団体

①幹事会査定額　　（単位：円）

	市（合計）	申請額との比較	前年度決定額との比較
平年度分	20,249,800	0	0

②申請どおり認める団体　　４団体

令和8年度法令外負担金申請団体一覧（市町関連）

（1）平年度分

① 申請団体（32団体）

（単位:円）

番号	団体名	申請額 (A)	幹事会査定額 (B)	差額 (B−A)	前年度決定額 (C)	前年度比較 (B−C)
1	栃木県人権擁護委員連合会	3,749,000	3,749,000	0	3,749,000	0
2	(公財)栃木県消防協会	5,131,500	5,131,500	0	5,131,500	0
3	栃木県連合戸籍住民基本台帳事務協議会	259,100	259,100	0	259,100	0
5	栃木県保育協議会	773,500	773,500	0	807,500	△ 34,000
6	栃木県民生委員児童委員協議会	3,722,000	3,722,000	0	3,696,000	26,000
7	栃木県精神保健福祉会	694,700	694,700	0	694,700	0
8	栃木県公衆衛生協会	121,000	121,000	0	121,000	0
10	栃木県清掃事業連絡協議会	124,700	124,700	0	124,700	0
11	(公社)日本水道協会栃木県支部	198,700	198,700	0	199,400	△ 700
12	栃木県市町保健師業務研究会	520,400	520,400	0	518,000	2,400
13	栃木県浄化槽推進協議会	496,000	496,000	0	464,000	32,000
14	(一社)栃木県農業会議	8,605,900	8,605,900	0	8,605,900	0
15	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	999,400	999,400	0	999,400	0
16	栃木県県土整備事業協議会	3,619,000	3,619,000	0	3,619,000	0
17	栃木県地区用地対策連絡協議会	244,400	244,400	0	244,400	0
19	栃木県下水道協会	459,900	459,900	0	459,900	0
21	栃木県公立学校施設整備期成会	61,800	61,800	0	61,800	0
22	栃木県市町村教育委員会連合会	1,241,300	1,241,300	0	1,241,300	0
23	栃木県中学校長会	812,000	812,000	0	823,200	△ 11,200
24	栃木県小学校長会	1,826,000	1,826,000	0	1,831,500	△ 5,500
25	栃木県公立小中学校教頭会	1,530,400	1,530,400	0	1,542,800	△ 12,400
26	栃木県公民館連絡協議会	1,699,900	1,699,900	0	1,699,900	0
27	栃木県中学校体育連盟	6,800,600	6,800,600	0	6,800,600	0
28	栃木県連合学校保健会	684,200	684,200	0	700,300	△ 16,100
29	栃木県養護教育研究会	248,000	248,000	0	249,500	△ 1,500
30	栃木県社会教育委員協議会	171,100	171,100	0	171,100	0
31	栃木県スポーツ推進委員協議会	1,460,000	1,460,000	0	1,460,000	0
32	栃木県公共図書館協会	331,200	331,200	0	331,200	0
33	栃木県特別支援学校教育振興会	330,100	330,100	0	329,200	900
34	栃木県中学校文化連盟	318,000	318,000	0	328,000	△ 10,000
35	(公社)栃木県防犯協会	8,676,000	8,676,000	0	8,677,000	△ 1,000
36	(公社)被害者支援センターとちぎ	4,000,000	4,000,000	0	4,000,000	0
	計	59,909,800	59,909,800	0	59,940,900	△ 31,100

② 申請辞退団体（4団体）

番号	団体名	申請額 (A)	幹事会査定額 (B)	差額 (B−A)	前年度決定額 (C)	前年度比較 (B−C)
4	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	0	0	0	500,500	△ 500,500
9	栃木県がん集検協議会	0	0	0	37,500	△ 37,500
18	栃木県土地区画整理事業連合協議会	0	0	0	0	0
20	栃木県下水汚泥資源化推進協議会	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	538,000	△ 538,000

平年度合計	**59,909,800**	**59,909,800**	**0**	**60,478,900**	**△ 569,100**

（2）単年度分

番号	団体名	申請額 (A)	幹事会査定額 (B)	差額 (B−A)	前年度決定額 (C)	前年度比較 (B−C)
2	公益財団法人 栃木県消防協会	693,100	693,100	0	0	693,100
	計	693,100	693,100	0	0	693,100

単年度合計	**693,100**	**693,100**	**0**	**0**	**693,100**

総　　計	**60,602,900**	**60,602,900**	**0**	**60,478,900**	**124,000**

◎市町関連団体

（%）

	団体名	①予算額（財団・社団・公法人にあっては、負担金充当事業の予算額）に対する負担金額の割合が極端に低く、事業収入・会費（個人）収入がある団体			②県が負担金・補助金を削減した団体			③繰越金等が累積増加している団体			④事業が縮小傾向にあり、必要性が少なくなっている団体			⑤社会情勢や環境変化に対応した事業効率化が滞っている団体		
		該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当
1	栃木県人権擁護委員連合会	0.0	8.0	92.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
2	(公財)栃木県消防協会	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	8.0	92.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0
3	栃木県連合戸籍住民基本台帳事務協議会	0.0	4.0	96.0	4.0	0.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
4	(社福)栃木県社会福祉協議会	（申請辞退）														
5	栃木県保育協議会	14.3	4.8	81.0	0.0	4.8	95.2	0.0	9.5	90.5	0.0	4.8	95.2	0.0	4.8	95.2
6	栃木県民生委員児童委員協議会	8.0	20.0	72.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
7	栃木県精神保健福祉会	0.0	12.0	88.0	0.0	4.0	96.0	4.0	0.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0
8	栃木県公衆衛生協会	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	4.0	4.0	92.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0
9	栃木県がん集検協議会	（申請辞退）														
10	栃木県清掃事業連絡協議会	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	4.0	12.0	84.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0
11	(公社)日本水道協会栃木県支部	0.0	13.6	86.4	0.0	4.5	95.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
12	栃木県市町保健師業務研究会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	4.0	0.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
13	栃木県浄化槽推進協議会	0.0	0.0	100.0	0.0	8.3	91.7	0.0	8.3	91.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
14	(一社)栃木県農業会議	0.0	4.0	96.0	4.0	0.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
15	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	4.0	20.0	76.0	8.0	4.0	88.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	8.0	92.0
16	栃木県県土整備事業協議会	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	4.0	12.0	84.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0
17	栃木県地区用地対策連絡協議会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0
18	栃木県土地区画整理事業連合協議会	（申請辞退）														
19	栃木県下水道協会	0.0	8.3	91.7	0.0	4.2	95.8	0.0	0.0	100.0	0.0	4.2	95.8	0.0	0.0	100.0
20	栃木県下水汚泥資源化推進協議会	（申請辞退）														
21	栃木県公立学校施設整備期成会	0.0	4.0	96.0	0.0	8.0	92.0	4.0	12.0	84.0	0.0	8.0	92.0	0.0	8.0	92.0
22	栃木県市町村教育委員会連合会	0.0	4.0	96.0	0.0	8.0	92.0	12.0	8.0	80.0	0.0	8.0	92.0	0.0	8.0	92.0
23	栃木県中学校長会	4.0	16.0	80.0	0.0	12.0	88.0	0.0	4.0	96.0	0.0	12.0	88.0	4.0	12.0	84.0
24	栃木県小学校長会	4.0	16.0	80.0	0.0	12.0	88.0	0.0	8.0	92.0	0.0	12.0	88.0	4.0	12.0	84.0
25	栃木県公立小中学校教頭会	4.0	16.0	80.0	0.0	12.0	88.0	4.0	12.0	84.0	0.0	12.0	88.0	4.0	12.0	84.0
26	栃木県公民館連絡協議会	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	12.0	88.0
27	栃木県中学校体育連盟	0.0	12.0	88.0	4.0	16.0	80.0	0.0	8.0	92.0	0.0	12.0	88.0	4.0	16.0	80.0
28	栃木県連合学校保健会	0.0	8.0	92.0	0.0	12.0	88.0	8.0	12.0	80.0	0.0	12.0	88.0	0.0	12.0	88.0
29	栃木県養護教育研究会	4.0	12.0	84.0	0.0	12.0	88.0	4.0	16.0	80.0	0.0	12.0	88.0	0.0	12.0	88.0
30	栃木県社会教育委員協議会	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	8.0	92.0	0.0	4.0	96.0	4.0	0.0	96.0
31	栃木県スポーツ推進委員協議会	0.0	0.0	100.0	4.0	4.0	92.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0
32	栃木県公共図書館協会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	4.0	12.0	84.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
33	栃木県特別支援学校教育振興会	4.0	20.0	76.0	0.0	16.0	84.0	0.0	12.0	88.0	0.0	12.0	88.0	0.0	20.0	80.0
34	栃木県中学校文化連盟	0.0	12.0	88.0	0.0	16.0	84.0	0.0	12.0	88.0	0.0	12.0	88.0	0.0	16.0	84.0
35	(公社)栃木県防犯協会	0.0	8.0	92.0	0.0	4.0	96.0	0.0	8.0	92.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
36	(公社)被害者支援センターとちぎ	0.0	8.0	92.0	0.0	4.0	96.0	4.0	4.0	92.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0

※　各法令外負担金申請団体の評価については、負担金の該当する市町のみ記入

令和8年度法令外負担金申請団体一覧（市関連）

（1）平年度分

① 申請団体（4団体）

（単位:円）

番号	団　体　名	申請額 (A)	幹事会査定額 (B)	差額 (B-A)	前年度決定額 (C)	前年度比較 (B-C)
1	栃木県市長会	18,875,000	18,875,000	0	18,875,000	0
2	栃木県市議会議長会	883,000	883,000	0	883,000	0
3	栃木県都市監査委員会	266,500	266,500	0	266,500	0
4	栃木県市選挙管理委員会連合会	225,300	225,300	0	225,300	0
計		20,249,800	20,249,800	0	20,249,800	0

平年度合計	20,249,800	20,249,800	0	20,249,800	0

総　　計	20,249,800	20,249,800	0	20,249,800	0

◎市関連団体

（%）

団　体　名		①予算額に対する負担金額の割合が極端に低く、事業収入・会費（個人）収入がある団体			②県が行財政改革等により負担金・補助金を削減した団体			③繰越金等が累積増加している団体			④事業が縮小傾向にあり、必要性が少なくなっている団体			⑤社会情勢や環境変化に対応した事業効率化が滞っている団体		
		該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当
1	栃木県市長会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	7.1	0.0	92.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
2	栃木県市議会議長会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	7.1	0.0	92.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
3	栃木県都市監査委員会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
4	栃木県市選挙管理委員会連合会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0

※ 各法令外負担金申請団体の評価については、負担金の該当する市のみ記入

資料4－1

令和8年度法令外負担金(市町関連)申請総括表

（単位:円）

	令和8年度申請額（A）			令和8年度幹事会査定額（B）			申請額と査定額との比較（B)−(A）			令和7年度決定額（C）			令和8年度査定額と令和7年度決定額との比較（B)−(C）			
	市	町	合　計	市	町	合　計	市	町	合　計	市	町	合　計	市	町	合　計	比較（%）
平年度事業	49,507,650	10,402,150	59,909,800	49,507,650	10,402,150	59,909,800	0	0	0	50,007,750	10,471,150	60,478,900	△ 500,100	△ 69,000	△ 569,100	△ 0.9
単年度事業	556,300	136,800	693,100	556,300	136,800	693,100	0	0	0	0	0	0	556,300	136,800	693,100	—
合　計	50,063,950	10,538,950	60,602,900	50,063,950	10,538,950	60,602,900	0	0	0	50,007,750	10,471,150	60,478,900	56,200	67,800	124,000	0.2

令 和 ８ 年 度　法 令 外 負 担 金　申 請 団 体 （市町関連）
審 議 結 果 一 覧 表

平年分申請団体（３２団体）

（単位：円）

No.	団体名	区分	令和８年度申請額	令和８年度決定額	令和７年度決定額	比較（R8決定額-R7決定額）		負担金算出基礎 令和８年度	負担金算出基礎 令和７年度	審議結果
1	栃木県人権擁護委員連合会	市負担金	3,295,700	3,295,700	3,295,700	0	100.0%	人口割　1人当り　1.94円 （令和2年度国勢調査確定値）	人口割　1人当り　1.94円 （令和2年度国勢調査確定値）	申請どおり
		町負担金	453,300	453,300	453,300	0	100.0%			
		計	3,749,000	3,749,000	3,749,000	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	4,350,260	4,350,260	4,350,590	―	100.0%			
2	公益財団法人栃木県消防協会	市負担金	4,119,800	4,119,800	4,113,000	6,800	100.2%	1　人口割 30% （令和2年度国勢調査確定値） 2　世帯数割 30% （令和2年度国勢調査確定値） 3　消防職・団員数割 20% （令和6年10月1日現在の員数） 4　均等割 20%	1　人口割 30% （令和2年度国勢調査確定値） 2　世帯数割 30% （令和2年度国勢調査確定値） 3　消防職・団員数割 20% （令和5年10月1日現在の員数） 4　均等割 20%	申請どおり
		町負担金	1,011,700	1,011,700	1,018,500	△ 6,800	99.3%			
		計	5,131,500	5,131,500	5,131,500	0	100.0%			
		県負担金	5,164,400	5,164,400	5,164,400	―	100.0%			
		予算額	25,913,000	25,913,000	21,811,400	―	118.8%			
3	栃木県連合戸籍住民基本台帳事務協議会	市負担金	200,600	200,600	200,600	0	100.0%	1　人口割 1人当り　0.09円 （令和2年国勢調査確定値） 2　均等割 1市町　3,400円	1　人口割 1人当り　0.09円 （令和2年国勢調査確定値） 2　均等割 1市町　3,400円	申請どおり
		町負担金	58,500	58,500	58,500	0	100.0%			
		計	259,100	259,100	259,100	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	316,000	316,000	329,000	―	96.0%			
5	栃木県保育協議会	市負担金	671,500	671,500	705,500	△ 34,000	95.2%	均等割 1施設当り8,500円×95施設	均等割 1施設当り8,500円×95施設	申請どおり
		町負担金	102,000	102,000	102,000	0	100.0%			
		計	773,500	773,500	807,500	△ 34,000	95.8%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	9,530,000	9,530,000	10,506,000	―	90.7%			

No.	団体名	区分	令和８年度申請額	令和８年度決定額	令和７年度決定額	比較（R8決定額-R7決定額）		負担金算出基礎 令和８年度	負担金算出基礎 令和７年度	審議結果
6	栃木県民生委員児童委員協議会	市負担金	3,225,000	3,225,000	3,200,000	25,000	100.8%	民生委員児童委員 1人当り　927円 × 4,028名	民生委員児童委員 1人当り　927円 × 4,000名	申請どおり
		町負担金	497,000	497,000	496,000	1,000	100.2%			
		計	3,722,000	3,722,000	3,696,000	26,000	100.7%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	24,187,000	24,187,000	24,059,000	―	100.5%			
7	栃木県精神保健福祉会	市負担金	594,400	594,400	594,400	0	100.0%	1　均等割 市　5,900円 町　2,900円 2　人口割 1人当り　0.301円 （令和2年度国勢調査確定値使用）	1　均等割 市　5,900円 町　2,900円 2　人口割 1人当り　0.301円 （令和2年度国勢調査確定値使用）	申請どおり
		町負担金	100,300	100,300	100,300	0	100.0%			
		計	694,700	694,700	694,700	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	2,815,200	2,815,200	2,845,200	―	98.9%			
8	栃木県公衆衛生協会	市負担金	99,900	99,900	99,900	0	100.0%	1　均等割 1市　3,300円 1町　1,300円 2　人口割 基本額61,850円 ×R2国勢調査（確定値）の各市町人口割合（100円未満切捨）	1　均等割 1市　3,300円 1町　1,300円 2　人口割 基本額61,850円 ×R2国勢調査（確定値）の各市町人口割合（100円未満切捨）	申請どおり
		町負担金	21,100	21,100	21,100	0	100.0%			
		計	121,000	121,000	121,000	0	100.0%			
		県負担金	400,000	400,000	400,000	―	100.0%			
		予算額	1,675,700	1,675,700	1,594,108	―	105.1%			
10	栃木県清掃事業連絡協議会	市負担金	93,600	93,600	93,600	0	100.0%	1　均等割　4,000円 2　人口割　1人　7銭 （1＋2）×(0.95×0.90×0.86×0.95×0.95) ×0.84	1　均等割　4,000円 2　人口割　1人　7銭 （1＋2）×(0.95×0.90×0.86×0.95×0.95) ×0.84	申請どおり
		町負担金	31,100	31,100	31,100	0	100.0%			
		計	124,700	124,700	124,700	0	100.0%			
		県負担金	32,100	32,100	32,100	―	100.0%			
		予算額	245,010	245,010	245,010	―	100.0%			
11	公益社団法人日本水道協会栃木県支部	市負担金	161,200	161,200	161,700	△ 500	99.7%	上部団体である公益社団法人日本水道協会本部年会費（R6年度有収水量による）の4.9%	上部団体である公益社団法人日本水道協会本部年会費（R5年度有収水量による）の4.9%	申請どおり
		町負担金	37,500	37,500	37,700	△ 200	99.5%			
		計	198,700	198,700	199,400	△ 700	99.6%			
		県負担金	9,500	9,500	9,500	―	100.0%			
		予算額	1,888,600	1,888,600	1,885,300	―	100.2%			

No.	団体名	区分	令和８年度申請額	令和８年度決定額	令和７年度決定額	比較（R8決定額-R7決定額）		負担金算出基礎 令和８年度	負担金算出基礎 令和７年度	審議結果
12	栃木県市町保健師業務研究会	市負担金	380,000	380,000	377,400	2,600	100.7%	1　市町村均等割 6,940円×25市町 2　保健師割 620円×561人 １＋２（100円未満切捨）	1　市町村均等割 6,940円×25市町 2　保健師割 640円×540人 １＋２（100円未満切捨）	申請どおり
		町負担金	140,400	140,400	140,600	△ 200	99.9%			
		計	520,400	520,400	518,000	2,400	100.5%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	821,400	821,400	786,119	―	104.5%			
13	栃木県浄化槽推進協議会	市負担金	362,000	362,000	353,000	9,000	102.5%	1 均等割 市町0円(平成30年度より凍結) 2 補助割負担額 前々年度の国庫補助額に1,000分の2.5を乗じ、1,000円未満切捨 ただし、33,000円を限度とする。	1 均等割 市町0円(平成30年度より凍結) 2 補助割負担額 前々年度の国庫補助額に1,000分の2.5を乗じ、1,000円未満切捨 ただし、33,000円を限度とする。	申請どおり
		町負担金	134,000	134,000	111,000	23,000	120.7%			
		計	496,000	496,000	464,000	32,000	106.9%			
		県負担金	125,000	125,000	125,000	―	100.0%			
		予算額	621,000	621,000	947,000	―	65.6%			
14	一般社団法人栃木県農業会議	市負担金	6,135,950	6,135,950	6,135,950	0	100.0%	1　均等割　各市町68,847円　20% 2　耕地面積割　36,114円　40% 3　農家戸数割　74,507円　40% ※総額に対する構成比 ※耕地面積割及び農家戸数割は、2020年農業ｾﾝｻｽの数値を適用	1　均等割　各市町68,847円　20% 2　耕地面積割　36,114円　40% 3　農家戸数割　74,507円　40% ※総額に対する構成比 ※耕地面積割及び農家戸数割は、2020年農業ｾﾝｻｽの数値を適用	申請どおり ○市町はR7年度に負担金増額に対応済みであることから、今後運営費用が増加する場合は、県に対し補助金の増額を要求すること。
		町負担金	2,469,950	2,469,950	2,469,950	0	100.0%			
		計	8,605,900	8,605,900	8,605,900	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	96,178,700	96,178,700	94,186,400	―	102.1%			
15	公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構	市負担金	878,900	878,900	878,900	0	100.0%	1　人口割 1人当たり 0.5176円 （令和2年国勢調査確定値に基づく）	1　人口割 1人当たり 0.5176円 （令和2年国勢調査確定値に基づく）	申請どおり
		町負担金	120,500	120,500	120,500	0	100.0%			
		計	999,400	999,400	999,400	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	1,531,000	1,531,000	1,470,000	―	104.1%			
16	栃木県県土整備事業協議会	市負担金	3,080,000	3,080,000	3,080,000	0	100.0%	1　均等割 ①市（人口10万人以上）　80,000円 ②市（人口10万人未満）　40,000円 ③町　20,000円 2　事業割 事業費×0.1／1,000	1　均等割 ①市（人口10万人以上）　80,000円 ②市（人口10万人未満）　40,000円 ③町　20,000円 2　事業割 事業費×0.1／1,000	申請どおり
		町負担金	539,000	539,000	539,000	0	100.0%			
		計	3,619,000	3,619,000	3,619,000	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	4,031,000	4,031,000	4,051,000	―	99.5%			
17	栃木県地区用地対策連絡協議会	市負担金	149,800	149,800	149,800	0	100.0%	均等割 市　10,700円×14市 町　8,600円×11町	均等割 市　10,700円×14市 町　8,600円×11町	申請どおり
		町負担金	94,600	94,600	94,600	0	100.0%			
		計	244,400	244,400	244,400	0	100.0%			
		県負担金	12,000	12,000	12,000	―	100.0%			
		予算額	310,517	310,517	309,280	―	100.4%			

No.	団体名	区分	令和８年度申請額	令和８年度決定額	令和７年度決定額	比較（R8決定額-R7決定額）		負担金算出基礎 令和８年度	負担金算出基礎 令和７年度	審議結果
19	栃木県下水道協会	市負担金	369,500	369,500	369,500	0	100.0%	市人口割　町人口割 ①20万以上 49,700円　①3万以上 11,800円 ②15～20万 37,600円　②2～3万 9,500円 ③10～15万 29,500円　③1～2万 7,200円 ④ 5～10万 22,400円　④1万未満 4,600円 ⑤5万未満 14,700円	市人口割　町人口割 ①20万以上 49,700円　①3万以上 11,800円 ②15～20万 37,600円　②2～3万 9,500円 ③10～15万 29,500円　③1～2万 7,200円 ④ 5～10万 22,400円　④1万未満 4,600円 ⑤5万未満 14,700円	申請どおり
		町負担金	90,400	90,400	90,400	0	100.0%			
		計	459,900	459,900	459,900	0	100.0%			
		県負担金	49,700	49,700	49,700	―	100.0%			
		予算額	1,394,985	1,394,985	1,392,588	―	100.2%			
21	栃木県公立学校施設整備期成会	市負担金	42,000	42,000	42,000	0	100.0%	均等割　61,800円 （3,000円×14市、1,800円×11町）	均等割　61,800円 （3,000円×14市、1,800円×11町）	申請どおり
		町負担金	19,800	19,800	19,800	0	100.0%			
		計	61,800	61,800	61,800	0	100.0%			
		県負担金	30,000	30,000	30,000	―	100.0%			
		予算額	187,000	187,000	225,000	―	83.1%			
22	栃木県市町村教育委員会連合会	市負担金	972,300	972,300	972,300	0	100.0%	１　均等割　30% ２　人口割　70% （令和2年国勢調査確定値に基づく）	１　均等割　30% ２　人口割　70% （令和2年国勢調査確定値に基づく）	申請どおり
		町負担金	269,000	269,000	269,000	0	100.0%			
		計	1,241,300	1,241,300	1,241,300	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	2,048,000	2,048,000	1,832,000	―	111.8%			
23	栃木県中学校長会	市負担金	700,000	700,000	711,200	△ 11,200	98.4%	5,600円×学校数 市　127校 町　20校	5,600円×学校数 市　127校 町　20校	申請どおり
		町負担金	112,000	112,000	112,000	0	100.0%			
		計	812,000	812,000	823,200	△ 11,200	98.6%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	8,680,250	8,680,250	8,915,100	―	97.4%			
24	栃木県小学校長会	市負担金	1,545,500	1,545,500	1,545,500	0	100.0%	5,500円×学校数 市　281校 町　51校	5,500円×学校数 市　281校 町　52校	申請どおり
		町負担金	280,500	280,500	286,000	△ 5,500	98.1%			
		計	1,826,000	1,826,000	1,831,500	△ 5,500	99.7%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	14,505,050	14,505,050	14,614,740	―	99.2%			
25	栃木県公立小中学校教頭会	市負担金	1,308,800	1,308,800	1,318,100	△ 9,300	99.3%	均等割 3,125円×490名 （100円未満端数切捨て）	均等割 3,125円×494名 （100円未満端数切捨て）	申請どおり
		町負担金	221,600	221,600	224,700	△ 3,100	98.6%			
		計	1,530,400	1,530,400	1,542,800	△ 12,400	99.2%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	16,735,000	16,735,000	16,109,400	―	103.9%			

No.	団体名	区分	令和８年度申請額	令和８年度決定額	令和７年度決定額	比較（R8決定額-R7決定額）		負担金算出基礎 令和８年度	負担金算出基礎 令和７年度	審議結果
26	栃木県公民館連絡協議会	市負担金	1,240,000	1,240,000	1,240,000	0	100.0%	1 人口割 ①1万人未満 20,000円 ②1万～2万人未満 27,000円 ③2万～3万人未満 35,000円 ④3万～5万人未満 43,000円 ⑤5万～10万人未満 51,000円 ⑥10万～20万人未満 63,000円 ⑦20万以上 110,000円 2 公民館割①中央1館当たり 5,000円 ②地区1館当たり 2,000円 ③分館1館当たり 1,000円 ※上記合算額×1.07141の額（１００円未満切り捨て）	1 人口割 ①1万人未満 20,000円 ②1万～2万人未満 27,000円 ③2万～3万人未満 35,000円 ④3万～5万人未満 43,000円 ⑤5万～10万人未満 51,000円 ⑥10万～20万人未満 63,000円 ⑦20万以上 110,000円 2 公民館割①中央1館当たり 5,000円 ②地区1館当たり 2,000円 ③分館1館当たり 1,000円 ※上記合算額×1.07141の額（１００円未満切り捨て）	申請どおり
		町負担金	459,900	459,900	459,900	0	100.0%			
		計	1,699,900	1,699,900	1,699,900	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	2,939,000	2,939,000	2,983,000	―	98.5%			
27	栃木県中学校体育連盟	市負担金	6,003,200	6,003,200	6,007,600	△ 4,400	99.9%	生徒数割 48,522人×140.1円 （令和6年度学校基本調査に基づく）	生徒数割 48,473人×140.3円 （令和5年度学校基本調査に基づく）	申請どおり
		町負担金	797,400	797,400	793,000	4,400	100.6%			
		計	6,800,600	6,800,600	6,800,600	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	26,802,087	26,802,087	28,699,235	―	93.4%			
28	栃木県連合学校保健会	市負担金	605,700	605,700	619,500	△ 13,800	97.8%	児童生徒数割 小・中学生（義務教育学校児童生徒を含む）１人当たり５円	児童生徒数割 小・中学生（義務教育学校児童生徒を含む）１人当たり５円	申請どおり
		町負担金	78,500	78,500	80,800	△ 2,300	97.2%			
		計	684,200	684,200	700,300	△ 16,100	97.7%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	1,258,000	1,258,000	1,055,000	―	119.2%			
29	栃木県養護教育研究会	市負担金	212,000	212,000	213,500	△ 1,500	99.3%	養護教諭1人当り 500円×402人 ただし、宇都宮市は学校数 500円×94校	養護教諭1人当り 500円×405人 ただし、宇都宮市は学校数 500円×94校	申請どおり
		町負担金	36,000	36,000	36,000	0	100.0%			
		計	248,000	248,000	249,500	△ 1,500	99.4%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	1,331,500	1,331,500	1,318,600	―	101.0%			
30	栃木県社会教育委員協議会	市負担金	117,200	117,200	117,200	0	100.0%	市 人口20万人以上 14,300円 人口10万～20万人未満 9,700円 人口10万人未満 6,800円 町 一律 4,900円 （令和2年国勢調査人口確定値に基づく）	市 人口20万人以上 14,300円 人口10万～20万人未満 9,700円 人口10万人未満 6,800円 町 一律 4,900円 （令和2年国勢調査人口確定値に基づく）	申請どおり
		町負担金	53,900	53,900	53,900	0	100.0%			
		計	171,100	171,100	171,100	0	100.0%			
		県負担金	80,000	80,000	80,000	―	100.0%			
		予算額	499,100	499,100	496,000	―	100.6%			
31	栃木県スポーツ推進委員協議会	市負担金	1,114,000	1,114,000	1,114,000	0	100.0%	スポーツ推進委員 1人当り2,000円×730名	スポーツ推進委員 1人当り2,000円×730名	申請どおり
		町負担金	346,000	346,000	346,000	0	100.0%			
		計	1,460,000	1,460,000	1,460,000	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	2,762,000	2,762,000	2,967,000	―	93.1%			

No.	団体名	区分	令和８年度申請額	令和８年度決定額	令和７年度決定額	比較（R8決定額-R7決定額）		負担金算出基礎 令和８年度	負担金算出基礎 令和７年度	審議結果
32	栃木県公共図書館協会	市負担金	248,400	248,400	248,400	0	100.0%	1　均等割　6,900円×48館	1　均等割　6,900円×48館	申請どおり
		町負担金	82,800	82,800	82,800	0	100.0%			
		計	331,200	331,200	331,200	0	100.0%			
		県負担金	25,000	25,000	25,000	―	100.0%			
		予算額	462,050	462,050	488,803	―	94.5%			
33	栃木県特別支援学校教育振興会	市負担金	289,700	289,700	290,000	△ 300	99.9%	1　均等割 市　2,700円 町　1,000円 2　児童生徒割 1人当り　112円 （100円未満切捨）	1　均等割 市　2,700円 町　1,000円 2　児童生徒割 1人当り　112円 （100円未満切捨）	申請どおり
		町負担金	40,400	40,400	39,200	1,200	103.1%			
		計	330,100	330,100	329,200	900	100.3%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	2,327,000	2,327,000	2,322,000	―	100.2%			
34	栃木県中学校文化連盟	市負担金	285,000	285,000	291,000	△ 6,000	97.9%	生徒1人当り　7.1円 生徒数　46,512人 （令和6年学校基本調査による）	生徒1人当り　7.1円 生徒数　47,680人 （令和5年学校基本調査による）	申請どおり
		町負担金	33,000	33,000	37,000	△ 4,000	89.2%			
		計	318,000	318,000	328,000	△ 10,000	97.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	1,387,873	1,387,873	1,495,960	―	92.8%			
35	公益社団法人栃木県防犯協会	市負担金	7,490,000	7,490,000	7,491,000	△ 1,000	100.0%	・防犯活動推進事業 1,707,000 1　人口割 95%　0.839 2　均等割 5%　3,400 ・幼児誘拐防止巡回指導事業 6,969,000 1　人口割 95%　3.425 2　均等割 5%　13,900 （人口は令和2年国勢調査確定値に基づく）	・防犯活動推進事業 1,707,000 1　人口割 95%　0.839 2　均等割 5%　3,400 ・幼児誘拐防止巡回指導事業 6,970,000 1　人口割 95%　3.426 2　均等割 5%　13,900 （人口は令和2年国勢調査確定値に基づく）	申請どおり
		町負担金	1,186,000	1,186,000	1,186,000	0	100.0%			
		計	8,676,000	8,676,000	8,677,000	△ 1,000	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	16,235,000	16,235,000	16,235,000	―	100.0%			
36	公益社団法人被害者支援センターとちぎ	市負担金	3,516,000	3,516,000	3,516,000	0	100.0%	人口割 4,000,000円÷1,933,146人 ＝１人当たり2.0691650122929円 （100円未満四捨五入） （令和2年国勢調査確定値による）	人口割 4,000,000円÷1,933,146人 ＝１人当たり2.0691650122929円 （100円未満四捨五入） （令和2年国勢調査確定値による）	申請どおり
		町負担金	484,000	484,000	484,000	0	100.0%			
		計	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	100.0%			
		県負担金	0	0	0	―	0.0%			
		予算額	17,145,181	17,145,181	16,484,181	―	104.0%			

令　和　８　年　度　　法　令　外　負　担　金　　申　請　団　体　（市町関連）
審　議　結　果　一　覧　表

単年分申請団体（1団体）

（単位：円）

No.	団　体　名	区　分	令和８年度 申請額	令和８年度 決定額	令和７年度 決定額	比　較 （R8決定額-R7決定額）		負担金算出基礎 令和８年度	負担金算出基礎 令和７年度	審議結果
2	（公財）栃木県消防協会	市負担金	556,300	556,300	0	556,300	0.0%	1　人口割 30% （令和2年度国勢調査確定値） 2　世帯数割 30% （令和2年度国勢調査確定値） 3　消防職・団員数割 20% （令和6年10月1日現在の員数） 4　均等割 20%		申請どおり
		町負担金	136,800	136,800	0	136,800	0.0%			
		計	693,100	693,100	0	693,100	0.0%			
		県負担金	700,000	700,000	0	―	―			
		予算額	1,400,000	1,400,000	0	―	0.0%			

資料4－2

令和８年度法令外負担金申請総括表（市関連団体）

（単位：円）

	令和8年度 申請額	令和8年度 幹事会査定額	申請額と査定額 との比較	令和7年度 決定額	令和8年度査定額と 令和7年度決定額との比較
平年度事業	20,249,800	20,249,800	0	20,249,800	0 0.00 %
単年度事業					
合計	20,249,800	20,249,800	0	20,249,800	0 0.00 %

令 和 ８ 年 度　法 令 外 負 担 金　申 請 団 体（市関連）
審 議 結 果 一 覧 表

申請団体（4団体）

（単位：円）

No.	団　体　名	区　分	令和8年度 申請額	令和8年度 決定額	令和7年度 決定額	比　較		審　議　結　果 ○令和７年度申請に対する付記事項
1	栃木県市長会	市負担金	18,875,000	18,875,000	18,875,000	0	100.0%	申請どおり
		県負担金				0	0.0%	
		予算額	33,103,000	―	31,741,000	―	104.3%	
2	栃木県市議会議長会	市負担金	883,000	883,000	883,000	0	100.0%	申請どおり
		県負担金				0	0.0%	
		予算額	1,734,000	―	1,734,000	―	100.0%	
3	栃木県都市監査委員会	市負担金	266,500	266,500	266,500	0	100.0%	申請どおり
		県負担金				0	0.0%	
		予算額	389,000	―	389,000	―	100.0%	
4	栃木県市選挙管理委員会連合会	市負担金	225,300	225,300	225,300	0	100.0%	申請どおり
		県負担金				0	0.0%	
		予算額	420,000	―	420,000	―	100.0%	

資料4－3

市別負担割額表（総括）

（単位：円）

区分		申請額内訳（市負担金）														
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	14市 計
市町関連	令和8年度申請額合計	*12,154,350*	*3,947,200*	*4,896,150*	*3,389,500*	*3,086,000*	*2,893,250*	*4,530,250*	*2,727,100*	*2,724,200*	*1,283,600*	*3,713,950*	*1,593,300*	*1,198,600*	*1,926,500*	*50,063,950*
	令和8年度決定額合計	**12,154,350**	**3,947,200**	**4,896,150**	**3,389,500**	**3,086,000**	**2,893,250**	**4,530,250**	**2,727,100**	**2,724,200**	**1,283,600**	**3,713,950**	**1,593,300**	**1,198,600**	**1,926,500**	**50,063,950**
	令和7年度決定額合計	12,067,250	3,942,400	4,970,450	3,394,000	3,116,300	2,859,450	4,463,950	2,702,900	2,732,100	1,269,800	3,719,350	1,599,400	1,200,400	1,970,000	50,007,750
	増減	87,100	4,800	△ 74,300	△ 4,500	△ 30,300	33,800	66,300	24,200	△ 7,900	13,800	△ 5,400	△ 6,100	△ 1,800	△ 43,500	56,200
市関連	令和8年度申請額合計	*3,773,300*	*1,583,700*	*1,647,300*	*1,416,400*	*1,286,400*	*1,189,900*	*1,711,400*	*1,192,500*	*1,158,200*	*918,500*	*1,410,300*	*995,900*	*881,200*	*1,084,800*	*20,249,800*
	令和8年度決定額合計	**3,773,300**	**1,583,700**	**1,647,300**	**1,416,400**	**1,286,400**	**1,189,900**	**1,711,400**	**1,192,500**	**1,158,200**	**918,500**	**1,410,300**	**995,900**	**881,200**	**1,084,800**	**20,249,800**
	令和7年度決定額合計	3,773,300	1,583,700	1,647,300	1,416,400	1,286,400	1,189,900	1,711,400	1,192,500	1,158,200	918,500	1,410,300	995,900	881,200	1,084,800	20,249,800
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	令和8年度申請額合計	*15,927,650*	*5,530,900*	*6,543,450*	*4,805,900*	*4,372,400*	*4,083,150*	*6,241,650*	*3,919,600*	*3,882,400*	*2,202,100*	*5,124,250*	*2,589,200*	*2,079,800*	*3,011,300*	*70,313,750*
	令和8年度決定額合計	**15,927,650**	**5,530,900**	**6,543,450**	**4,805,900**	**4,372,400**	**4,083,150**	**6,241,650**	**3,919,600**	**3,882,400**	**2,202,100**	**5,124,250**	**2,589,200**	**2,079,800**	**3,011,300**	**70,313,750**
	令和7年度決定額合計	15,840,550	5,526,100	6,617,750	4,810,400	4,402,700	4,049,350	6,175,350	3,895,400	3,890,300	2,188,300	5,129,650	2,595,300	2,081,600	3,054,800	70,257,550
	増減	**87,100**	**4,800**	**△ 74,300**	**△ 4,500**	**△ 30,300**	**33,800**	**66,300**	**24,200**	**△ 7,900**	**13,800**	**△ 5,400**	**△ 6,100**	**△ 1,800**	**△ 43,500**	**56,200**

※ 「令和8年度決定額」は、幹事会での決定額
※ 増減額については、令和8年度決定額合計と令和7年度決定額合計の比較

＜市町関連団体：32団体＞

番号	団体名	申請額内訳（市負担分）　［上段：*令和8年度申請額*　中段：**令和8年度決定額**　下段：令和7年度決定額］														
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	１４市合計
1	栃木県 人権擁護委員連合会	*1,006,300*	*280,800*	*301,700*	*225,400*	*182,400*	*150,600*	*323,300*	*151,600*	*139,800*	*60,400*	*223,500*	*86,300*	*48,200*	*115,400*	*3,295,700*
		1,006,300	**280,800**	**301,700**	**225,400**	**182,400**	**150,600**	**323,300**	**151,600**	**139,800**	**60,400**	**223,500**	**86,300**	**48,200**	**115,400**	**3,295,700**
		1,006,300	280,800	301,700	225,400	182,400	150,600	323,300	151,600	139,800	60,400	223,500	86,300	48,200	115,400	3,295,700
2	（公財）栃木県消防協会	*1,207,500*	*365,300*	*405,600*	*320,100*	*273,700*	*273,800*	*426,600*	*217,500*	*232,200*	*129,600*	*355,300*	*152,800*	*131,400*	*184,700*	*4,676,100*
		1,207,500	**365,300**	**405,600**	**320,100**	**273,700**	**273,800**	**426,600**	**217,500**	**232,200**	**129,600**	**355,300**	**152,800**	**131,400**	**184,700**	**4,676,100**
		1,059,200	321,300	356,500	281,300	240,500	240,300	374,000	191,200	204,000	113,900	311,900	139,700	116,900	162,300	4,113,000
3	栃木県連合戸籍 住民基本台帳事務協議会	*50,100*	*16,400*	*17,400*	*13,900*	*11,900*	*10,400*	*18,400*	*10,400*	*9,900*	*6,200*	*13,800*	*7,400*	*5,600*	*8,800*	*200,600*
		50,100	**16,400**	**17,400**	**13,900**	**11,900**	**10,400**	**18,400**	**10,400**	**9,900**	**6,200**	**13,800**	**7,400**	**5,600**	**8,800**	**200,600**
		50,100	16,400	17,400	13,900	11,900	10,400	18,400	10,400	9,900	6,200	13,800	7,400	5,600	8,800	200,600
4	（社福）栃木県 社会福祉協議会 （申請辞退）	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*
		0	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
		134,700	37,500	40,300	30,100	24,400	20,100	43,200	20,300	18,700	8,000	29,900	11,500	6,400	15,400	440,500
5	栃木県保育協議会	*76,500*	*76,500*	*76,500*	*59,500*	*68,000*	*85,000*	*59,500*	*34,000*	*8,500*	*8,500*	*68,000*	*17,000*	*17,000*	*17,000*	*671,500*
		76,500	**76,500**	**76,500**	**59,500**	**68,000**	**85,000**	**59,500**	**34,000**	**8,500**	**8,500**	**68,000**	**17,000**	**17,000**	**17,000**	**671,500**
		76,500	76,500	85,000	59,500	68,000	93,500	68,000	34,000	17,000	8,500	68,000	17,000	17,000	17,000	705,500
6	栃木県 民生委員児童委員協議会	*775,000*	*324,000*	*364,000*	*256,000*	*197,000*	*220,000*	*283,000*	*144,000*	*136,000*	*68,000*	*210,000*	*76,000*	*71,000*	*101,000*	*3,225,000*
		775,000	**324,000**	**364,000**	**256,000**	**197,000**	**220,000**	**283,000**	**144,000**	**136,000**	**68,000**	**210,000**	**76,000**	**71,000**	**101,000**	**3,225,000**
		771,000	321,000	364,000	254,000	197,000	219,000	281,000	144,000	136,000	68,000	198,000	76,000	71,000	100,000	3,200,000
7	栃木県精神保健福祉会	*162,100*	*49,500*	*52,800*	*40,900*	*34,200*	*29,300*	*56,100*	*29,500*	*27,600*	*15,300*	*40,600*	*19,300*	*13,400*	*23,800*	*594,400*
		162,100	**49,500**	**52,800**	**40,900**	**34,200**	**29,300**	**56,100**	**29,500**	**27,600**	**15,300**	**40,600**	**19,300**	**13,400**	**23,800**	**594,400**
		162,100	49,500	52,800	40,900	34,200	29,300	56,100	29,500	27,600	15,300	40,600	19,300	13,400	23,800	594,400
8	栃木県公衆衛生協会	*19,800*	*7,900*	*8,200*	*7,000*	*6,300*	*5,700*	*8,600*	*5,800*	*5,600*	*4,200*	*6,900*	*4,700*	*4,000*	*5,200*	*99,900*
		19,800	**7,900**	**8,200**	**7,000**	**6,300**	**5,700**	**8,600**	**5,800**	**5,600**	**4,200**	**6,900**	**4,700**	**4,000**	**5,200**	**99,900**
		19,800	7,900	8,200	7,000	6,300	5,700	8,600	5,800	5,600	4,200	6,900	4,700	4,000	5,200	99,900
9	栃木県がん集検協議会 （申請辞退）	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*
		0	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	21,000
10	栃木県 清掃事業連絡協議会	*22,200*	*7,600*	*8,000*	*6,400*	*5,700*	*5,000*	*8,500*	*5,000*	*4,700*	*3,100*	*6,400*	*3,700*	*3,000*	*4,300*	*93,600*
		22,200	**7,600**	**8,000**	**6,400**	**5,700**	**5,000**	**8,500**	**5,000**	**4,700**	**3,100**	**6,400**	**3,700**	**3,000**	**4,300**	**93,600**
		22,200	7,600	8,000	6,400	5,700	5,000	8,500	5,000	4,700	3,100	6,400	3,700	3,000	4,300	93,600
	１～１０　小　計	*3,319,500*	*1,128,000*	*1,234,200*	*929,200*	*779,200*	*779,800*	*1,184,000*	*597,800*	*564,300*	*295,300*	*924,500*	*367,200*	*293,600*	*460,200*	*12,856,800*
		3,319,500	**1,128,000**	**1,234,200**	**929,200**	**779,200**	**779,800**	**1,184,000**	**597,800**	**564,300**	**295,300**	**924,500**	**367,200**	**293,600**	**460,200**	**12,856,800**
		3,303,400	1,120,000	1,235,400	920,000	771,900	775,400	1,182,600	593,300	564,800	289,100	900,500	367,100	287,000	453,700	12,764,200

＜市町関連団体：32団体＞

番号	団体名	申請額内訳（市負担分）　[上段：*令和8年度申請額*　中段：**令和8年度決定額**　下段：令和7年度決定額]														
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	１４市合計
11	(公社) 日本水道協会栃木県支部	*30,000*	*14,500*	*14,200*	*12,900*	*9,900*	*12,100*	*13,800*	*8,500*	*8,300*	*5,700*	*12,600*	*6,100*	*4,900*	*7,700*	*161,200*
		30,000	**14,500**	**14,200**	**12,900**	**9,900**	**12,100**	**13,800**	**8,500**	**8,300**	**5,700**	**12,600**	**6,100**	**4,900**	**7,700**	**161,200**
		30,100	14,500	14,300	13,000	9,900	12,100	13,800	8,500	8,300	5,800	12,700	6,100	4,900	7,700	161,700
12	栃木県 市町保健師業務研究会	*73,900*	*28,600*	*35,400*	*24,300*	*27,400*	*25,500*	*35,400*	*21,800*	*19,300*	*15,600*	*25,500*	*14,300*	*13,100*	*19,900*	*380,000*
		73,900	**28,600**	**35,400**	**24,300**	**27,400**	**25,500**	**35,400**	**21,800**	**19,300**	**15,600**	**25,500**	**14,300**	**13,100**	**19,900**	**380,000**
		70,900	29,900	34,400	26,100	26,100	26,700	34,400	21,600	19,700	15,200	25,500	13,900	12,700	20,300	377,400
13	栃木県浄化槽推進協議会	*33,000*	*33,000*	*33,000*	*33,000*	*33,000*	*17,000*	*33,000*	*33,000*	*15,000*	*17,000*	*33,000*	*25,000*	*22,000*	*2,000*	*362,000*
		33,000	**33,000**	**33,000**	**33,000**	**33,000**	**17,000**	**33,000**	**33,000**	**15,000**	**17,000**	**33,000**	**25,000**	**22,000**	**2,000**	**362,000**
		33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	22,000	33,000	33,000	13,000	15,000	33,000	15,000	20,000	4,000	353,000
14	(一社)栃木県農業会議	*740,750*	*241,000*	*663,850*	*321,100*	*420,500*	*359,250*	*471,350*	*541,500*	*697,600*	*232,200*	*559,750*	*320,400*	*273,200*	*293,500*	*6,135,950*
		740,750	**241,000**	**663,850**	**321,100**	**420,500**	**359,250**	**471,350**	**541,500**	**697,600**	**232,200**	**559,750**	**320,400**	**273,200**	**293,500**	**6,135,950**
		740,750	241,000	663,850	321,100	420,500	359,250	471,350	541,500	697,600	232,200	559,750	320,400	273,200	293,500	6,135,950
15	(公社)とちぎ環境 ・みどり推進機構	*268,500*	*74,900*	*80,500*	*60,100*	*48,600*	*40,100*	*86,200*	*40,400*	*37,300*	*16,100*	*59,600*	*23,000*	*12,800*	*30,800*	*878,900*
		268,500	**74,900**	**80,500**	**60,100**	**48,600**	**40,100**	**86,200**	**40,400**	**37,300**	**16,100**	**59,600**	**23,000**	**12,800**	**30,800**	**878,900**
		268,500	74,900	80,500	60,100	48,600	40,100	86,200	40,400	37,300	16,100	59,600	23,000	12,800	30,800	878,900
16	栃木県 県土整備事業協議会	*489,000*	*330,000*	*436,000*	*201,000*	*202,000*	*299,000*	*259,000*	*159,000*	*135,000*	*101,000*	*227,000*	*64,000*	*86,000*	*92,000*	*3,080,000*
		489,000	**330,000**	**436,000**	**201,000**	**202,000**	**299,000**	**259,000**	**159,000**	**135,000**	**101,000**	**227,000**	**64,000**	**86,000**	**92,000**	**3,080,000**
		483,000	321,000	501,000	218,000	216,000	251,000	184,000	137,000	135,000	91,000	248,000	75,000	92,000	128,000	3,080,000
17	栃木県 地区用地対策連絡協議会	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*10,700*	*149,800*
		10,700	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**10,700**	**149,800**
		10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	149,800
18	栃木県土地区画整理事業 連合協議会 （申請辞退）	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*
		0	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	栃木県下水道協会	*49,700*	*29,500*	*37,600*	*29,500*	*22,400*	*22,400*	*37,600*	*22,400*	*22,400*	*14,700*	*29,500*	*14,700*	*14,700*	*22,400*	*369,500*
		49,700	**29,500**	**37,600**	**29,500**	**22,400**	**22,400**	**37,600**	**22,400**	**22,400**	**14,700**	**29,500**	**14,700**	**14,700**	**22,400**	**369,500**
		49,700	29,500	37,600	29,500	22,400	22,400	37,600	22,400	22,400	14,700	29,500	14,700	14,700	22,400	369,500
20	栃木県下水汚泥資源化 推進協議会 （申請辞退）	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*
		0	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	１１～２０　小　計	*1,695,550*	*762,200*	*1,311,250*	*692,600*	*774,500*	*786,050*	*947,050*	*837,300*	*945,600*	*413,000*	*957,650*	*478,200*	*437,400*	*479,000*	*11,517,350*
		1,695,550	**762,200**	**1,311,250**	**692,600**	**774,500**	**786,050**	**947,050**	**837,300**	**945,600**	**413,000**	**957,650**	**478,200**	**437,400**	**479,000**	**11,517,350**
		1,686,650	754,500	1,375,350	711,500	787,200	744,250	871,050	815,100	944,000	400,700	978,750	478,800	441,000	517,400	11,506,250

＜市町関連団体：32団体＞

番号	団体名	申請額内訳（市負担分）　[上段：*令和8年度申請額*　中段：**令和8年度決定額**　下段：令和7年度決定額]														
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	１４市合計
21	栃木県 公立学校施設整備期成会	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*3,000*	*42,000*
		3,000	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**3,000**	**42,000**
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	42,000
22	栃木県 市町村教育委員会連合会	*248,100*	*80,000*	*84,800*	*67,100*	*57,200*	*49,800*	*89,800*	*50,000*	*47,300*	*28,900*	*66,700*	*34,900*	*26,100*	*41,600*	*972,300*
		248,100	**80,000**	**84,800**	**67,100**	**57,200**	**49,800**	**89,800**	**50,000**	**47,300**	**28,900**	**66,700**	**34,900**	**26,100**	**41,600**	**972,300**
		248,100	80,000	84,800	67,100	57,200	49,800	89,800	50,000	47,300	28,900	66,700	34,900	26,100	41,600	972,300
23	栃木県中学校長会	*140,000*	*61,600*	*61,600*	*44,800*	*56,000*	*67,200*	*61,600*	*50,400*	*44,800*	*11,200*	*56,000*	*11,200*	*11,200*	*22,400*	*700,000*
		140,000	**61,600**	**61,600**	**44,800**	**56,000**	**67,200**	**61,600**	**50,400**	**44,800**	**11,200**	**56,000**	**11,200**	**11,200**	**22,400**	**700,000**
		140,000	61,600	72,800	44,800	56,000	67,200	61,600	50,400	44,800	11,200	56,000	11,200	11,200	22,400	711,200
24	栃木県小学校長会	*379,500*	*121,000*	*159,500*	*99,000*	*132,000*	*104,500*	*132,000*	*77,000*	*93,500*	*33,000*	*104,500*	*33,000*	*27,500*	*49,500*	*1,545,500*
		379,500	**121,000**	**159,500**	**99,000**	**132,000**	**104,500**	**132,000**	**77,000**	**93,500**	**33,000**	**104,500**	**33,000**	**27,500**	**49,500**	**1,545,500**
		379,500	121,000	159,500	99,000	132,000	104,500	132,000	77,000	93,500	33,000	104,500	33,000	27,500	49,500	1,545,500
25	栃木県 公立小中学校教頭会	*306,200*	*103,100*	*125,000*	*81,200*	*109,300*	*93,700*	*115,600*	*75,000*	*84,300*	*28,100*	*93,700*	*31,200*	*21,800*	*40,600*	*1,308,800*
		306,200	**103,100**	**125,000**	**81,200**	**109,300**	**93,700**	**115,600**	**75,000**	**84,300**	**28,100**	**93,700**	**31,200**	**21,800**	**40,600**	**1,308,800**
		306,200	103,100	131,200	81,200	109,300	96,800	115,600	75,000	84,300	28,100	93,700	31,200	21,800	40,600	1,318,100
26	栃木県公民館連絡協議会	*159,600*	*107,100*	*102,800*	*122,100*	*87,800*	*89,900*	*92,100*	*65,300*	*83,500*	*55,700*	*102,800*	*53,500*	*51,400*	*66,400*	*1,240,000*
		159,600	**107,100**	**102,800**	**122,100**	**87,800**	**89,900**	**92,100**	**65,300**	**83,500**	**55,700**	**102,800**	**53,500**	**51,400**	**66,400**	**1,240,000**
		159,600	107,100	102,800	122,100	87,800	89,900	92,100	65,300	83,500	55,700	102,800	53,500	51,400	66,400	1,240,000
27	栃木県中学校体育連盟	*1,922,400*	*435,900*	*534,700*	*422,000*	*312,700*	*226,300*	*605,200*	*303,000*	*237,400*	*124,200*	*420,300*	*169,400*	*76,400*	*213,300*	*6,003,200*
		1,922,400	**435,900**	**534,700**	**422,000**	**312,700**	**226,300**	**605,200**	**303,000**	**237,400**	**124,200**	**420,300**	**169,400**	**76,400**	**213,300**	**6,003,200**
		1,857,400	443,500	525,100	416,700	335,000	232,600	613,700	304,700	244,700	128,600	426,600	175,400	80,000	223,600	6,007,600
28	栃木県連合学校保健会	*192,800*	*43,500*	*53,000*	*40,300*	*32,700*	*22,200*	*62,900*	*30,900*	*24,700*	*10,700*	*44,100*	*18,300*	*7,200*	*22,400*	*605,700*
		192,800	**43,500**	**53,000**	**40,300**	**32,700**	**22,200**	**62,900**	**30,900**	**24,700**	**10,700**	**44,100**	**18,300**	**7,200**	**22,400**	**605,700**
		196,600	45,300	54,100	40,700	33,700	23,100	63,800	31,800	25,300	11,100	44,900	18,600	7,400	23,100	619,500
29	栃木県養護教育研究会	*47,000*	*17,000*	*21,000*	*14,000*	*18,000*	*14,000*	*19,500*	*12,000*	*14,500*	*4,500*	*15,000*	*5,000*	*3,500*	*7,000*	*212,000*
		47,000	**17,000**	**21,000**	**14,000**	**18,000**	**14,000**	**19,500**	**12,000**	**14,500**	**4,500**	**15,000**	**5,000**	**3,500**	**7,000**	**212,000**
		47,000	17,000	21,000	14,000	18,000	15,000	19,500	12,000	14,500	4,500	15,000	5,000	3,500	7,500	213,500
30	栃木県 社会教育委員協議会	*14,300*	*9,700*	*9,700*	*9,700*	*6,800*	*6,800*	*9,700*	*6,800*	*6,800*	*6,800*	*9,700*	*6,800*	*6,800*	*6,800*	*117,200*
		14,300	**9,700**	**9,700**	**9,700**	**6,800**	**6,800**	**9,700**	**6,800**	**6,800**	**6,800**	**9,700**	**6,800**	**6,800**	**6,800**	**117,200**
		14,300	9,700	9,700	9,700	6,800	6,800	9,700	6,800	6,800	6,800	9,700	6,800	6,800	6,800	117,200
	21～30　小　計	*3,412,900*	*981,900*	*1,155,100*	*903,200*	*815,500*	*677,400*	*1,191,400*	*673,400*	*639,800*	*306,100*	*915,800*	*366,300*	*234,900*	*473,000*	*12,746,700*
		3,412,900	**981,900**	**1,155,100**	**903,200**	**815,500**	**677,400**	**1,191,400**	**673,400**	**639,800**	**306,100**	**915,800**	**366,300**	**234,900**	**473,000**	**12,746,700**
		3,351,700	991,300	1,164,000	898,300	838,800	688,700	1,200,800	676,000	647,700	310,900	922,900	372,600	238,700	484,500	12,786,900

＜市町関連団体：32団体＞

番号	団体名	申請額内訳（市負担分）　［上段：*令和8年度申請額*　中段：**令和8年度決定額**　下段：令和7年度決定額］														
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	１４市合計
31	栃木県 スポーツ推進委員協議会	*220,000*	*92,000*	*102,000*	*52,000*	*52,000*	*96,000*	*72,000*	*60,000*	*68,000*	*32,000*	*108,000*	*50,000*	*32,000*	*78,000*	*1,114,000*
		220,000	**92,000**	**102,000**	**52,000**	**52,000**	**96,000**	**72,000**	**60,000**	**68,000**	**32,000**	**108,000**	**50,000**	**32,000**	**78,000**	**1,114,000**
		220,000	92,000	102,000	52,000	52,000	96,000	72,000	60,000	68,000	32,000	108,000	50,000	32,000	78,000	1,114,000
32	栃木県公共図書館協会	*34,500*	*6,900*	*41,400*	*20,700*	*20,700*	*20,700*	*6,900*	*13,800*	*6,900*	*6,900*	*20,700*	*13,800*	*13,800*	*20,700*	*248,400*
		34,500	**6,900**	**41,400**	**20,700**	**20,700**	**20,700**	**6,900**	**13,800**	**6,900**	**6,900**	**20,700**	**13,800**	**13,800**	**20,700**	**248,400**
		34,500	6,900	41,400	20,700	20,700	20,700	6,900	13,800	6,900	6,900	20,700	13,800	13,800	20,700	248,400
33	栃木県 特別支援学校教育振興会	*76,500*	*20,700*	*23,400*	*20,300*	*16,500*	*12,600*	*27,000*	*17,000*	*13,400*	*8,800*	*20,900*	*10,700*	*9,400*	*12,500*	*289,700*
		76,500	**20,700**	**23,400**	**20,300**	**16,500**	**12,600**	**27,000**	**17,000**	**13,400**	**8,800**	**20,900**	**10,700**	**9,400**	**12,500**	**289,700**
		74,600	21,200	23,500	20,000	17,100	13,700	27,700	16,900	14,500	8,700	20,100	10,000	9,400	12,600	290,000
34	栃木県中学校文化連盟	*92,000*	*21,000*	*26,000*	*18,000*	*15,000*	*11,000*	*29,000*	*15,000*	*12,000*	*6,000*	*20,000*	*8,000*	*3,000*	*9,000*	*285,000*
		92,000	**21,000**	**26,000**	**18,000**	**15,000**	**11,000**	**29,000**	**15,000**	**12,000**	**6,000**	**20,000**	**8,000**	**3,000**	**9,000**	**285,000**
		93,000	22,000	26,000	18,000	16,000	11,000	30,000	15,000	12,000	6,000	21,000	8,000	4,000	9,000	291,000
35	（公社）栃木県防犯協会	*2,230,000*	*635,000*	*681,000*	*513,000*	*418,000*	*349,000*	*728,000*	*351,000*	*325,000*	*151,000*	*508,000*	*207,000*	*123,000*	*271,000*	*7,490,000*
		2,230,000	**635,000**	**681,000**	**513,000**	**418,000**	**349,000**	**728,000**	**351,000**	**325,000**	**151,000**	**508,000**	**207,000**	**123,000**	**271,000**	**7,490,000**
		2,230,000	635,000	681,000	513,000	418,000	349,000	728,000	351,000	325,000	151,000	509,000	207,000	123,000	271,000	7,491,000
36	（公社） 被害者支援センターとちぎ	*1,073,400*	*299,500*	*321,800*	*240,500*	*194,600*	*160,700*	*344,900*	*161,800*	*149,200*	*64,500*	*238,400*	*92,100*	*51,500*	*123,100*	*3,516,000*
		1,073,400	**299,500**	**321,800**	**240,500**	**194,600**	**160,700**	**344,900**	**161,800**	**149,200**	**64,500**	**238,400**	**92,100**	**51,500**	**123,100**	**3,516,000**
		1,073,400	299,500	321,800	240,500	194,600	160,700	344,900	161,800	149,200	64,500	238,400	92,100	51,500	123,100	3,516,000
	31～36　小　計	*3,726,400*	*1,075,100*	*1,195,600*	*864,500*	*716,800*	*650,000*	*1,207,800*	*618,600*	*574,500*	*269,200*	*916,000*	*381,600*	*232,700*	*514,300*	*12,943,100*
		3,726,400	**1,075,100**	**1,195,600**	**864,500**	**716,800**	**650,000**	**1,207,800**	**618,600**	**574,500**	**269,200**	**916,000**	**381,600**	**232,700**	**514,300**	**12,943,100**
		3,725,500	1,076,600	1,195,700	864,200	718,400	651,100	1,209,500	618,500	575,600	269,100	917,200	380,900	233,700	514,400	12,950,400
合計	**令和8年度　申請額**	*12,154,350*	*3,947,200*	*4,896,150*	*3,389,500*	*3,086,000*	*2,893,250*	*4,530,250*	*2,727,100*	*2,724,200*	*1,283,600*	*3,713,950*	*1,593,300*	*1,198,600*	*1,926,500*	*50,063,950*
	①　令和8年度　決定額	**12,154,350**	**3,947,200**	**4,896,150**	**3,389,500**	**3,086,000**	**2,893,250**	**4,530,250**	**2,727,100**	**2,724,200**	**1,283,600**	**3,713,950**	**1,593,300**	**1,198,600**	**1,926,500**	**50,063,950**
	②　令和7年度　決定額	12,067,250	3,942,400	4,970,450	3,394,000	3,116,300	2,859,450	4,463,950	2,702,900	2,732,100	1,269,800	3,719,350	1,599,400	1,200,400	1,970,000	50,007,750
	①　－　②	87,100	4,800	△ 74,300	△ 4,500	△ 30,300	33,800	66,300	24,200	△ 7,900	13,800	△ 5,400	△ 6,100	△ 1,800	△ 43,500	56,200

＜市関連団体：4団体＞

番号	団体名	申請額内訳（市負担分） [上段：*令和8年度申請額*　中段：**令和8年度決定額**　下段：令和7年度決定額]														
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	14市合計
1	栃木県市長会	*3,556,000*	*1,478,000*	*1,538,000*	*1,320,000*	*1,196,000*	*1,105,000*	*1,600,000*	*1,108,000*	*1,075,000*	*847,000*	*1,314,000*	*921,000*	*812,000*	*1,005,000*	*18,875,000*
		3,556,000	**1,478,000**	**1,538,000**	**1,320,000**	**1,196,000**	**1,105,000**	**1,600,000**	**1,108,000**	**1,075,000**	**847,000**	**1,314,000**	**921,000**	**812,000**	**1,005,000**	**18,875,000**
		3,556,000	1,478,000	1,538,000	1,320,000	1,196,000	1,105,000	1,600,000	1,108,000	1,075,000	847,000	1,314,000	921,000	812,000	1,005,000	18,875,000
2	栃木県 市議会議長会	*125,000*	*67,000*	*69,000*	*62,000*	*59,000*	*56,000*	*70,000*	*56,000*	*55,000*	*49,000*	*62,000*	*51,000*	*48,000*	*54,000*	*883,000*
		125,000	**67,000**	**69,000**	**62,000**	**59,000**	**56,000**	**70,000**	**56,000**	**55,000**	**49,000**	**62,000**	**51,000**	**48,000**	**54,000**	**883,000**
		125,000	67,000	69,000	62,000	59,000	56,000	70,000	56,000	55,000	49,000	62,000	51,000	48,000	54,000	883,000
3	栃木県都市 監査委員会	*56,400*	*21,400*	*22,300*	*18,500*	*16,600*	*14,700*	*23,300*	*14,700*	*14,700*	*10,900*	*18,500*	*11,800*	*9,900*	*12,800*	*266,500*
		56,400	**21,400**	**22,300**	**18,500**	**16,600**	**14,700**	**23,300**	**14,700**	**14,700**	**10,900**	**18,500**	**11,800**	**9,900**	**12,800**	**266,500**
		56,400	21,400	22,300	18,500	16,600	14,700	23,300	14,700	14,700	10,900	18,500	11,800	9,900	12,800	266,500
4	栃木県 市選挙管理 委員会連合会	*35,900*	*17,300*	*18,000*	*15,900*	*14,800*	*14,200*	*18,100*	*13,800*	*13,500*	*11,600*	*15,800*	*12,100*	*11,300*	*13,000*	*225,300*
		35,900	**17,300**	**18,000**	**15,900**	**14,800**	**14,200**	**18,100**	**13,800**	**13,500**	**11,600**	**15,800**	**12,100**	**11,300**	**13,000**	**225,300**
		35,900	17,300	18,000	15,900	14,800	14,200	18,100	13,800	13,500	11,600	15,800	12,100	11,300	13,000	225,300
合計	令和8年度 申請額	*3,773,300*	*1,583,700*	*1,647,300*	*1,416,400*	*1,286,400*	*1,189,900*	*1,711,400*	*1,192,500*	*1,158,200*	*918,500*	*1,410,300*	*995,900*	*881,200*	*1,084,800*	*20,249,800*
	①令和8年度 決定額	**3,773,300**	**1,583,700**	**1,647,300**	**1,416,400**	**1,286,400**	**1,189,900**	**1,711,400**	**1,192,500**	**1,158,200**	**918,500**	**1,410,300**	**995,900**	**881,200**	**1,084,800**	**20,249,800**
	②令和7年度 決定額	3,773,300	1,583,700	1,647,300	1,416,400	1,286,400	1,189,900	1,711,400	1,192,500	1,158,200	918,500	1,410,300	995,900	881,200	1,084,800	20,249,800
	① － ②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料5

令和８年度栃木県市長会事業計画（案）

１　会議等の開催

（１）市長会議

①　定例会

年４回開催し、会員市の相互の連絡調整を行い、地方自治の円滑な運営と興隆発展を図る。

②　臨時会

必要に応じ、臨時に会議を開催する。

（２）副市長会議

定例会を年１回開催するほか、必要と認めたときに臨時会を開催し、都市行政の推進に関する調査、研究及び情報の交換を行い、相互の緊密な連絡協調を図る。

（３）秘書担当課長連絡会議

市長会議開催前に年４回開催し、提出議案等の協議、会議のペーパーレス化等の検討を行う。

（４）秘書担当係長会議

各市秘書担当係長相互と市長会事務局の連絡体制の充実、及び秘書担当係長事務の研修事業として開催する。

（５）法令外負担金合同幹事会

各種団体の法令外負担金等について調査・審議し、市費負担の合理化及び適正化を図る。

２　事　業

（１）調査研究事業

市長調査研究

地方分権が一層推進され、地域の特性に応じた自立的経営が求められる中で、行政課題に対して先進的に取り組んでいる自治体の調査・研究を行う。

（２）研修会

①　秘書担当課長研修会（市長調査研究と合同）

②　秘書事務担当者研修会

③　保険事務担当者研修会

④　副市町長等研修会（町村会・市町村振興協会と共催）

３　要望活動・実行運動

春・秋の要望のほか全国市長会等の関係団体と緊密なる連携のもとに、提言等の実現をはかるため、随時、国及び県等に実行運動を行う。

４　天機奉伺及び御機嫌奉伺

毎年７月～９月に那須御用邸にて行う。

令和８年度　栃木県市長会　年間行事日程（案）

（令和８年１月１４日現在）

１　市長会議

第１回　令和８年　４月２２日（水）

（１０：００～　自治会館完成記念式典）
１１：００～　宇都宮市（自治会館）　〈要望〉
１１：３０～　懇談会（昼食）

第２回　令和８年　７月２８日（火）

１４：００～　佐野市　〈決算、法令外〉
１５：３０～　視察
１７：００～　知事を囲む懇談会（宴席）

第３回　令和８年１０月２１日（水）

１０：００～　下野市　〈要望〉
１１：３０～　懇談会（昼食）
１２：１５～　視察

第４回　令和９年　１月１９日（火）

１０：００～　宇都宮市（自治会館）　〈予算〉
１１：３０～　知事を囲む懇談会（昼食）

２　副市長会議　令和８年８月２１日（金）１５：００～　自治会館（宇都宮市）
１７：００～　懇談会（場所未定：宴席）

３　秘書担当課長連絡会議

令和８年　７月　３日（金）１６：００～　宇都宮市（自治会館）　〈決算、法令外〉
１７：３０～　懇親会
令和８年１０月　２日（金）１３：３０～　宇都宮市（自治会館）　〈要望〉
令和８年１２月１７日（木）１３：３０～　宇都宮市（自治会館 or web）　〈予算〉
令和９年　３月１７日（水）１３：３０～　宇都宮市（自治会館）　〈要望〉

４　秘書担当係長会議　令和８年５月２２日（金）１５：３０～　宇都宮市（自治会館）

５　市長調査研究（視察）　令和９年２月３日（水）～４日（木）視察先未定

6　各種研修会

⑴　市町村副市町長等研修　　令和８年１１月　６日（金）　宇都宮市（自治会館）

⑵　秘書担当課長研修会　　令和９年　２月　３日（水）～４日（木）※市長調査研究と合同

⑶　秘書事務担当者研修会　　令和８年　６月２５日（木）　場所未定

⑷　保険事務担当者研修会　　令和８年　９月　１日（火）　宇都宮市（自治会館）
（各市総務課・人事課・学校関係課等担当者）

7　天機奉伺・御機嫌奉伺　　令和８年７月～９月頃　那須御用邸

8　その他

⑴　県への要望活動　　春季：令和８年　５月２６日（火）頃
（会長）
秋季：令和８年１１月　４日（水）頃　※町村会と合同

⑵　法令外負担金合同幹事会議　　令和８年１１月２４日（火）　宇都宮市（自治会館）
（各市町財政担当課長）

令和８年度　市長会（全国・関東支部・栃木県）関連主要日程（案）　R8.1.14時点

開催予定期日	栃木県市長会関連会議	会　場	関東支部関連会議	会　場	全国市長会関連会議	会　場
4月 8日（水）			11:00 役員会	ルポール麹町	13:30 理事会	全国都市会館
4月 9日（木）					10:00 各支部・都道府県市長会事務局長等連絡会議	全国都市会館
4月20日（月）			11:00 事務局長会議	ルポール麹町		
4月22日（水）	10:00 自治会館完成記念式典 11:00 第１回市長会議	自治会館				
5月19日（火）			役員会	会議:富岡市役所 宿泊:ホテル天坊		
5月20日（水）			総会	ホテル天坊 （群馬県渋川市）		
5月26日（火） (2月頃確定)	10:00 **知事への要望提出（会長）**					
5月22日（金）	15:30 秘書担当係長会議	自治会館				
未定	栃木県市町村長会議、懇親会	県公館				
6月 9日（火）					10:30 理事・評議員合同会議	日本都市センター会館
					13:00 第1～第4分科会	ルポール麹町ほか
					15:30 市長フォーラム	ニッショーホール
6月10日（水）					10:00 全国市長会議 各委員会（新役員）	ホテルニューオータニ
6月〇日（〇） （未定）					15:00 北海道・東北・関東地区市長会事務局長会議	北海道
6月25日（木）	10:30 秘書事務担当者研修	未定				
7月3日（金）	16:00 秘書担当課長連絡会議 17:30 懇親会	自治会館				
7月15日（水）					10:00 各委員会	全国都市会館ほか
					13:00 理事・評議員合同会議	日本都市センター会館
7月16日（木） 7月17日（金）			事務局長会議 （都市職員災害共済共催）	ホテルヴィレッジ （群馬県草津町）		
7月28日（火）	14:00 第２回市長会議 15:30 視察 17:00 知事を囲む懇談会	佐野市				

開催予定期日	栃木県市長会関連会議	会　場	関東支部関連会議	会　場	全国市長会関連会議	会　場
7～9月［未定］	天機奉伺・御機嫌奉伺	那須御用邸				
8月21日（金）	15:00　（市長会）副市長会議 17:00　懇談会	自治会館 東武ホテルグランデ（予定）				
未定	栃木県政策懇談会	県公館				
9月 1日（火）	10:00　共済･損害保険担当者会議	自治会館				
9月18日（金）			事務局長会議	ルポール麹町		
10月 2日（金）	13:30　秘書担当課長連絡会議	自治会館				
10月 8日（木）					9:30 全国都市問題会議	山形県山形市 （やまぎん県民ホール）
10月 9日（金）						
10月22日（木） **10月23日（金）**			役員会 （詳細未定）	ホテルグランビュー高崎（群馬県高崎市）		
10月21日（水）	10:00　第３回市長会議 視察	下野市				
11月 4日（火）	知事への要望提出 （会長）※町村会と合同	県庁				
11月 6日（金）	13:30　市町村副市町長等研修(振興)	自治会館				
11月18日（水）					13:00　各委員会	全国都市会館ほか
11月19日（木）					13:00　理事・評議員合同会議	日本都市センター会館
11月24日（火）	13:30　法令外負担金審議幹事会(共催)	自治会館				
12月17日（木）	13:30　秘書担当課長連絡会議	自治会館 (or web)				
12月					未定　（必要に応じて）政府予算対策に係る理事会等	全国都市会館
1月19日（火）	10:00　第４回市長会議 11:30　知事を囲む懇談会	自治会館				
1月27日（水）					10:00　各委員会 13:30　理事・評議員合同会議	都内 都内
2月 3日（水） 2月 4日（木）	市長調査研究 秘書担当課長研修会	未定				
2月18日（木） 2月19日（金）			事務局長会議	ホテル磯部ガーデン（群馬県安中市）		
3月17日（水）	13:30　秘書担当課長連絡会議	自治会館				

令和８年度市長等選挙一覧

○市長

市　　名	任期満了	告示日	投票日
大田原市	４月７日	３月１５日	３月２２日
栃木市	４月２４日	４月１２日	４月１９日
下野市	８月５日	７月５日	７月１２日

○町長

町　　名	任期満了	告示日	投票日
那須町	４月６日	３月１７日	３月２２日
壬生町	４月１５日	３月２４日	３月２９日
益子町	４月１９日	４月７日	４月１２日
茂木町	７月１８日		

資料6

令和８年度 栃木県市長会 歳入歳出予算（案）

１　予算編成方針

国は令和８年度予算の基本方針において、「中小企業・小規模事業者を始めとする賃上げ環境の整備」や「地方の伸び代の活用と暮らしの安定」など、「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して、予算等を重点化しつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進するとしている。

こうした中、各市においては、物価上昇によるコスト増など厳しい財政状況の中で、地方創生２．０の推進、防災・減災・国土強靭化、少子化対策・こども政策の着実な実施など、様々な課題への取組が必要となっており、令和８年度の「法令外負担金審議の基本方針」においては、「原則、前年度決定額を基準とし、物価上昇によるコスト増が安易に市町負担金に転嫁されることがないよう、事業の実施方法の見直しや工夫、繰越金・財政調整基金の充当等について十分に検討のうえ、法令外負担金の適正化を図る。」とされた。

このような状況を踏まえ、本会の令和８年度の予算編成に当たっては、引き続き、調査研究や要望活動、各市の連携強化などに取り組むこととし、歳出においてはコスト増に対して実施方法の見直しによる事務効率化を図るなど縮減に努めるとともに、歳入においては前年度繰越金と財政調整基金を活用し、各市の負担増を抑えた予算とする。

⑴　歳入について

令和８年度の各市負担金については、令和７年度の予算額と同額で決定されたところであり、財源不足に対し、前年度繰越金の活用と財政調整基金からの繰入れにより対応する。

法令外負担金（各市負担金総額）の推移　（単位：千円）

年度	当初予算総額	法令外負担金決定額	前年度繰越金	基金繰入金	各市負担金予算額(請求額)	基金期末残高
Ｒ３	31,555	18,307	2,054	1	16,253	15,630
Ｒ４	29,059	18,307	4,908	7,903	4,576	7,966
Ｒ５	29,017	17,385	1,800	782	14,776	7,185
Ｒ６	30,994	18,965	350	1	18,875	7,185
Ｒ７	32,693	18,875	1,560	1	18,875	8,305
Ｒ８	33,923	18,875	1,200	1,432	18,875	6,896

⑵ 歳出について

歳出においては、給与改定に伴う職員給与・手当の増や各種事業の単価増に対応する一方、各市との更なる情報共有・連携強化や事務効率化のため、令和８年４月からの新自治会館入居に合わせ、デジタルを前提とした事務への転換に取り組む。

・クラウドツール（Microsoft365）の導入
（各市との照会・回答業務、各種情報共有方法の見直し）
・市長会独自 FAX 廃止

２　今年度予算との主な増減比較

（単位：千円）

	Ｒ８年度	Ｒ７年度	前年度比	主 な 増 減 要 因
歳入合計	33,923	32,693	＋1,230	分担金及び負担金　＋126 ・　給与改定に伴う町村会からの人件費負担金の増 基金繰入金　＋1,431 ・　歳入における繰越金の減や歳出における人件費の増などによる、財源不足への対応に伴う増
歳出合計	33,923	32,693	＋1,230	会議費　△113 ・　新自治会館会議室利用単価の減 ・　副市長会議の会場変更による減 （ホテル⇒新自治会館） 総務費　＋1,287 ・　給与改定に伴う人件費の増(+963) ・　新自治会館への入居に伴う LAN 回線敷設負担金等(+447)

※参考　財政調整基金の状況と見込み　（単位：千円）

令和８年度末残高	令和７年度末残高	前年度比	主 な 増 減 要 因
6,896	8,305	△1,409	・取崩額　△ 1,432 ・積立額（預金利子）　＋　23

資料6－1

令和８年度

栃木県市長会一般会計歳入歳出予算

（案）

栃木県市長会

令和8年度栃木県市長会一般会計予算

令和8年度栃木県市長会の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33，923千円と定める。

2　歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表　歳入歳出予算」による。

令和8年1月14日提出

栃木県市長会長　佐 藤 栄 一

第1表　歳入歳出予算

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 分担金及び負担金		22,526
	1 負　担　金	22,526
2 補　助　金		8,732
	1 助　成　金	8,732
3 繰　入　金		1,432
	1 基金繰入金	1,432
4 繰　越　金		1,200
	1 繰　越　金	1,200
5 諸　収　入		33
	1 預金利子	33
歳　入　合　計		33,923

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 会　議　費		1,472
	1 会　議　費	1,472
2 総　務　費		27,659
	1 総務管理費	27,659
3 事　業　費		2,532
	1 政　務　費	2,531
	2 自治振興費	1
4 諸支出金		2,060
	1 諸支出金	2,060
5 予　備　費		200
	1 予　備　費	200
歳　出　合　計		33,923

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　　括

（歳　入）

（単位:千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	備　考
1 分担金及び負担金	22,526	22,400	126	
2 補　助　金	8,732	8,721	11	
3 繰　入　金	1,432	1	1,431	
4 繰　越　金	1,200	1,560	△ 360	
5 諸　収　入	33	11	22	
歳入合計	33,923	32,693	1,230	

（歳　出）

（単位:千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	備　考
1 会　議　費	1,472	1,585	△ 113	
2 総　務　費	27,659	26,372	1,287	
3 事　業　費	2,532	2,489	43	
4 諸　支　出　金	2,060	2,047	13	
5 予　備　費	200	200	0	
歳出合計	33,923	32,693	1,230	

２　歳　　入

第 １ 款　　分担金及び負担金

第 １ 項　　負　担　金

（単位：千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 負担金	22,526	22,400	126	1 各市負担金	18,875	法令外負担金請求予定額 （均等割 50%　人口割 50%）
				2 人件費負担金	3,651	栃木県町村会
計	22,526	22,400	126			

第 ２ 款　　補　助　金

第 １ 項　　助　成　金

（単位：千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 助成金	8,732	8,721	11	1 振興協会助成金	7,460	栃木県市町村振興協会 団体活動助成金 研修助成金 地域活性化センター会費助成金
				2 全国市長会等助成金	1,272	全国市長会助成金 都市生協加入促進費 共済保険会議等助成金
計	8,732	8,721	11			

第 ３ 款　　繰　入　金

第 １ 項　　基金繰入金

（単位：千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 財政調整基金繰入金	1,432	1	1,431	1 財政調整基金繰入金	1,432	
計	1,432	1	1,431			

第 ４ 款　　繰　越　金

第 １ 項　　繰　越　金

（単位：千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 繰越金	1,200	1,560	△ 360	1 前年度繰越金	1,200	
計	1,200	1,560	△ 360			

第 ５ 款　　諸　収　入

第 １ 項　　預　金　利　子

（単位：千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 預金利子	33	11	22	1 普通預金利子	10	
				2 財政調整基金運用利子	23	
計	33	11	22			

3　歳　　出

第 1 款　　会　議　費

第 1 項　　会　議　費

（単位:千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 市長会議費	804	807	△ 3	10 需用費	634	食糧費
				13 使用料及び賃借料	170	会場借上料
2 副市長会議費	617	697	△ 80	7 報償費	300	講師謝金
				10 需用費	268	食糧費
				13 使用料及び賃借料	49	会場借上料
3 秘書担当課長会議費	41	65	△ 24	10 需用費	15	食糧費
				13 使用料及び賃借料	26	会場借上料
4 秘書担当係長会議費	10	16	△ 6	10 需用費	3	食糧費
				13 使用料及び賃借料	7	会場借上料
計	1,472	1,585	△ 113			

第 2 款　　総　務　費

第 1 項　　総務管理費

（単位:千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 一般管理費	27,659	26,372	1,287	1 給料	9,431	事務局職員
				2 職員手当等	6,890	事務局職員
				3 共済費	2,841	厚生年金 健康保険 職員厚生費
				7 報償費	150	退任市長記念品代等
				8 旅費	403	職員旅費
				9 交際費	100	市長への慶弔費等
				10 需用費	159	消耗品費･食糧費 印刷製本費 修繕費
				11 役務費	187	通信運搬費 手数料 広告料
				13 使用料及び賃借料	2,362	事務所使用料 会議室借上料 事務機器等賃借料
				17 備品購入費	1	
				18 負担金･補助及び交付金	5,135	事務組合人件費負担金 関東支部負担金 都市問題会議負担金
計	27,659	26,372	1,287			

第 3 款　事　業　費

第 1 項　政　務　費　　（単位:千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 調査研究費	1,462	1,438	24	8 旅費	797	市長調査研究旅費
				10 需用費	325	市長調査研究食糧費
				11 役務費	29	市長調査研究手数料
				13 使用料及び賃借料	311	市長調査研究使用料等
2 研修費	1,069	1,050	19	8 旅費	618	秘書担当課長研修旅費
				10 需用費	388	秘書担当課長研修 秘書事務担当者研修 共済事務担当者研修
				11 役務費	24	市長調査研究手数料
				13 使用料及び賃借料	39	会議室借上料
1項計	2,531	2,488	43			

第 2 項　自治振興費　　（単位:千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 情報発信費	1	1	0	11 役務費	1	費目存置
2項計	1	1	0			
事業費計	2,532	2,489	43			

第 4 款　諸支出金

第 1 項　諸支出金　　（単位:千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 諸支出金	2,037	2,037	0	18 負担金・補助及び交付金	2,037	地域活性化センター会費 各種団体会費
2 基金積立金	23	10	13	24 基金積立金	23	財政調整基金への 運用利息積立
計	2,060	2,047	13			

第 5 款　予　備　費

第 1 項　予　備　費　　（単位:千円）

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明
1 予備費	200	200	0	予備費	200	
計	200	200	0			

参考　財政調整基金の状況と見込

（単位：千円）

令和７年度末 残　高	令和８年度末 残　高	比　較	主な増減要因	
8,305	6,896	△ 1,409	取崩額	1,432
			積立額	23

資料7

栃木県市長会代表の役職【改選前】

令和8年1月14日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	２年(～令和8.4市長会議)		○												
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和8.6）				理		理					監	理		
5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和10.11）					○								○	
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	３年（～令和8.6）							○							
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年(～令和10.6)											評			
		監事	２年(～令和8.6)												監		
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和8.7）				○										
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年(～令和10.6)						監			評				評	
		理事	２年(～令和8.6)								理						理
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
19	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
21	とちぎ創生１５戦略評価会議	委員	５年（～令和8.3）														○
22	（一社）栃木県農業会議	理事	２年(～令和8.6)				○										
23	保証事業栃木協議会	委員	２年(～令和8.6)						○								
24	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年(～令和8.7)			○											
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年(～令和8.4市長会議)									○					
26	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年(～令和8.4市長会議)								○						
28	栃木県次期プラン策定懇談会	委員	委嘱の日～令和8.3		○												
29	栃木県農政審議会	委員	令和6.12～令和8.12 ※計画策定時のみ設置							○							
30	栃木県人口未来会議	委員	令和7.4～令和8.3										○				

◎改選となる役職

17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和8.3）		○	○						○			○		
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和8.3）		○				○								

○代表役職の就任数	0	4	3	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	3

栃木県市長会代表の役職【事務局案】

令和8年1月14日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	２年(～令和8.4市長会議)		○												
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和8.6）				理		理					監	理		
5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和10.11）					○								○	
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	３年（～令和8.6）							○							
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年(～令和10.6)											評			
		監事	２年(～令和8.6)												監		
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和8.7）				○										
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年(～令和10.6)						監			評				評	
		理事	２年(～令和8.6)								理						理
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
19	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
21	とちぎ創生１５戦略評価会議	委員	５年（～令和8.3）														○
22	（一社）栃木県農業会議	理事	２年(～令和8.6)				○										
23	保証事業栃木協議会	委員	２年(～令和8.6)						○								
24	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年(～令和8.7)			○											
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年(～令和8.4市長会議)									○					
26	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年(～令和8.4市長会議)								○						
28	栃木県次期プラン策定懇談会	委員	委嘱の日～令和8.3		○												
29	栃木県農政審議会	委員	令和6.12～令和8.12 ※計画策定時のみ設置							○							
30	栃木県人口未来会議	委員	令和7.4～令和8.3										○				

◎改選となる役職

17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和10.3）		○	○	○	○									
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和11.3）		○	○											

○代表役職の就任数	0	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3

栃木県市長会代表役職の選出方法

◆各市長の役職数　⇒　５つ以内とする。
　ただし、会長は原則として役職に就任しない。

◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。

　代表役職が、４つ以内の市長の希望を確認する。

　①１市の場合　　⇒　希望市に決定

　②複数市の場合　　⇒　希望市の中で就任役職の少ない市から建制順

　③希望市なしの場合　⇒　５つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順
　　（副会長は、建制順によらず最後とする。）

◆任期のない役職については、２年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則　この取決めは、平成１２年１０月６日から適用する。
　　ただし、任期のない役職については、平成１３年度から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年１月１５日から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年８月４日から適用する。

附則　この取決めは、平成１６年４月１３日から適用する。

附則　この取決めは、令和６年４月２５日から適用する。

改選・追加となる役職の団体設置根拠・目的について

№17　栃木県市町村総合事務組合

○栃木県市町村総合事務組合規約

（組合の共同処理する事務）

第４条

(1) 次に掲げる災害に係る損害補償

ア 非常勤消防団員に係る損害補償

イ 消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償

ウ 水防団長及び水防団員に係る損害補償

エ 水防に従事した者に係る損害補償

オ 応急措置の業務に従事した者に係る損害補償

(2) 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給

(3) 常勤の職員に対する退職手当の支給

(4) 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

(5) 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償

(6) 栃木県自治会館の設置、管理及び運営

(7) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理（栃木県の区域を１つの区域として行うものに限る。）

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第６条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 10 人とし、次の各号に定めるところによる。

(1) 栃木県市長会が推薦する市の長　４人

(2) 栃木県市議会議長会会長の職にある者　１人

(3) 栃木県町村会が推薦する町村の長　４人

(4) 栃木県町村議会議長会会長の職にある者　１人

№18　後期高齢者医療審査会

○高齢者の医療の確保に関する法律

（審査請求）

第１２８条 ①後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付請求又は返還に関する処分を含む）

②保険料、その他の徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分

（審査会の設置）

第１２９条 後期高齢者医療審査会は、各都道府県に置く。